

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

	所管課(室)名
◎ 告 示	林 政 課
・ 地域森林計画の案の縦覧	道 路 維 持 課
・ 道路の供用開始(2件)	河 川 課
・ 河川堤防と道路との兼用工作物の管理方法についての協議成立	県北振興局会計課
・ 一般競争入札の参加者の資格等	
◎ 公 告	経 営 支 援 課
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見(4件)	県北振興局会計課
・ 一般競争入札の実施	
◎ 公安委員会規則	
○ 運転免許取得者等検査の認定に関する規則の一部を改正する規則	運 転 免 許 管 理 課
◎ 選挙管理委員会告示	
・ 選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室
◎ 監査委員公表	
・ 令和5年度包括外部監査の結果に基づく措置の公表	監 査 事 務 局

告 示

長崎県告示第485号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により対馬地域森林計画をたて、並びに同条第5項の規定により長崎北部、長崎南部及び五島壱岐の各地域森林計画を変更する予定なので、同法第6条第1項の規定により当該計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、これらの地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧の期間内に、長崎県知事に対し、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

令和6年9月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 森林計画区の名称
長崎北部森林計画区(佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵郡及び北松浦郡の各一円)
長崎南部森林計画区(長崎市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、南島原市及び西彼杵郡の各一円)
五島壱岐森林計画区(五島市、壱岐市及び南松浦郡新上五島町の各一円)
対馬森林計画区(対馬市の各一円)
- 縦覧場所及び意見書の提出先

長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課（長崎北部、長崎南部、五島壱岐及び対馬の各森林計画区）
 諫早市永昌東町25番8号 長崎県県央振興局農林部森林土木課（長崎北部及び長崎南部の各森林計画区）
 島原市城内1丁目1205番地 長崎県島原振興局農林水産部林務課（長崎南部森林計画区）
 佐世保市木場田町3番25号 長崎県県北振興局農林部林業課（長崎北部森林計画区）
 五島市福江町7番1号 長崎県五島振興局農林水産部林務課（五島壱岐森林計画区）
 壱岐市石田町石田西触1290番地 長崎県壱岐振興局農林水産部農林整備課（五島壱岐森林計画区）
 対馬市厳原町国分1441番地 長崎県対馬振興局農林水産部林業課（対馬森林計画区）

3 縦覧の期間

令和6年9月17日から令和6年10月16日まで

長崎県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年9月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 多良岳公園線	諫早市高来町善住寺字大山1106番6地先から 諫早市高来町善住寺字大山1106番6地先まで	令和6年9月17日

長崎県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年9月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 多良岳公園線	諫早市高来町善住寺字大山1106番35地先から 諫早市高来町善住寺字大山1106番35地先まで	令和6年9月17日

長崎県告示第488号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により河川堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図面は、長崎県土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年9月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 河川の名称
二級河川長与川水系高田川
- 河川管理施設の名称又は種類
高田川右岸堤防
- 河川管理施設の位置
西彼杵郡長与町高田郷字上高田1419番3地先から西彼杵郡長与町高田郷字帯田1674番4地先まで
- 管理を行う者の氏名及び住所
氏名 道路管理者 長与町長 吉田 慎一
住所 西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1
- 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 原則として道路専用施設及び護岸に係る災害復旧
- 6 管理の期間
令和6年9月24日から道路の存続する日まで

長崎県告示第489号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和6年9月17日

長崎県北振興局長 大瀬良 潤

- 1 調達する物品の種類
調達する物品の種類は、次のとおりとする。
 - ①フルカラーデジタル複写機 毎分55枚機以上（カラー）毎分55枚機以上（モノクロ）7台
 - ②フルカラーデジタル複写機 毎分55枚機以上（カラー）毎分55枚機以上（モノクロ）11台
 - ③フルカラーデジタル複写機 毎分55枚機以上（カラー）毎分55枚機以上（モノクロ）3台
 - ④モノクロデジタル複写機 毎分25枚機以上（モノクロ）1台
 - ⑤フルカラーデジタル複写機 毎分65枚機以上（カラー）毎分65枚機以上（モノクロ）1台
 - ⑥モノクロデジタル複写機 毎分10枚機以上（モノクロ）1台
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
 - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の時期
この告示の日から令和6年9月27日までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
 - (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本
 - (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年9月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）エディオン諫早店
長崎県諫早市長野町1625-1ほか3筆
- 2 届出の概要
 - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉
広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
 - (2) 大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,448平方メートル
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
諫早市長 大久保 潔重
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年9月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス貝津店
長崎県諫早市貝津町1506-1ほか4筆
 - 2 届出の概要
 - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,383平方メートル
 - 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
諫早市長 大久保 潔重
 - (2) 意見書の内容
意見なし
 - 4 関係書類の縦覧
-

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年9月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ福田West
長崎県長崎市小浦町859-18 ほか26筆
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年9月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ浜町店・ベスト電器長崎本店
長崎県長崎市浜町3番17号 ほか
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

一般競争入札の実施（公告）

複写サービス契約（コピー機の使用及び消耗品供給の複合契約）について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和6年9月17日

長崎県北振興局長 大瀬良 潤

1 一般競争入札に付する事項**(1) 業務の名称**

長崎県北振興局複写サービス契約（コピー機の使用及び消耗品供給の複合契約）

- ①フルカラーデジタル複写機 毎分55枚機以上（カラー） 毎分55枚機以上（モノクロ） 7台
- ②フルカラーデジタル複写機 毎分55枚機以上（カラー） 毎分55枚機以上（モノクロ） 11台
- ③フルカラーデジタル複写機 毎分55枚機以上（カラー） 毎分55枚機以上（モノクロ） 3台
- ④モノクロデジタル複写機 毎分25枚機以上（モノクロ） 1台
- ⑤フルカラーデジタル複写機 毎分65枚機以上（カラー） 毎分65枚機以上（モノクロ） 1台
- ⑥モノクロデジタル複写機 毎分10枚機以上（モノクロ） 1台

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和6年12月1日から令和11年11月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札の方法

上記(1)に掲げる物品（①から⑥まで）ごとにそれぞれ入札に付する。

なお、入札書には仕様書の番号と契約希望単価を記入するものとするが、落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借り入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 県が示した仕様書と同等品以上の機器を納入できる者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

(提出期限) 令和6年9月27日

(長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス) <https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 入札参加条件

- (1) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (2) 複写機に故障又は障害が発生し、通報等による認知後、概ね1時間以内に修理に着手することができる者。また、特殊な事情を除き4時間以内に使用可能な状況にできる者。
- (3) この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる納入しようとする機器等の仕様確認書及びカタログ等を令和6年10月15日(火)17時までに、5の部局に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒857-8502 佐世保市木場田町3-25

(名称) 長崎県北振興局管理部会計課

(電話) 0956-22-9049

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和6年10月11日までの間(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局等とする。

8 入札書及び契約の手續において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県北振興局入札室

(期日) 令和6年10月30日 10時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和6年10月29日 17時(必着)

(提出先) 長崎県北振興局管理部会計課

(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約単価に複写予定枚数(60月分)を乗じて得た額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) すべての入札単価が、それぞれの予定価格の範囲内での入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量（60月分）を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを決定者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of products required:
Nagasaki Prefectural Government Kenhoku Development Bureau Copy service contract (compound contract for copier usage and supply of consumables)
 - ① Full-color digital copier with color copy rate of at least 55 sheets per minute and monochrome copy rate of at least 55 sheets per minute. 7 machines.
 - ② Full-color digital copier with color copy rate of at least 55 sheets per minute and monochrome copy rate of at least 55 sheets per minute. 11 machines.
 - ③ Full-color digital copier with color copy rate of at least 55 sheets per minute and monochrome copy rate of at least 55 sheets per minute. 3 machines.
 - ④ Monochrome digital copier with monochrome copy rate of at least 25 sheets per minute. 1 machine.
 - ⑤ Full-color digital copier with color copy rate of at least 65 sheets per minute and monochrome copy rate of at least 65 sheets per minute. 1 machine.
 - ⑥ Monochrome digital copier with monochrome copy rate of at least 10 sheets per minute. 1 machine.

- (2) Contract period:
December 1st, 2024 to November 30th, 2029
- (3) Place of Delivery:
Please see attached information
- (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00pm October 15th, 2024
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00am October 30th, 2024
- (6) Point of Contact:
Accounting Division, Administrative Department
Kenhoku Development Bureau
Nagasaki Prefectural Government
3-25 Kobatacho, Sasebo City, 857-8502, Japan
TEL: 0956-22-9049

公安委員会規則

運転免許取得者等検査の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月17日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

長崎県公安委員会規則第10号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則の一部を改正する規則

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年長崎県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(認定の取消し) 第6条 公安委員会は、 <u>法第108条の32の3第2項</u> において準用する <u>法第108条の32の2第5項</u> の規定により認定を取り消したときは、運転免許取得者等検査認定取消通知書（別記様式第6号）により認定検査実施者に通知するものとする。	(認定の取消し) 第6条 公安委員会は、 <u>法第108条の32の3第5項</u> の規定により認定を取り消したときは、運転免許取得者等検査認定取消通知書（別記様式第6号）により認定検査実施者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和6年9月17日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 50分の1の数 21,589 人
- 2 総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と

40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	234,927	人
3 県議会議員選挙区別の3分の1の数		
長 崎 市	111,920	人
佐世保市・北松浦郡	70,029	人
島 原 市	11,776	人
諫 早 市	37,160	人
大 村 市	26,743	人
平 戸 市	8,051	人
松 浦 市	5,820	人
対 馬 市	7,859	人
壱 岐 市	6,809	人
五 島 市	9,838	人
西 海 市	7,080	人
雲 仙 市	11,394	人
南島原市	11,789	人
西彼杵郡	18,821	人
東彼杵郡	9,727	人
南松浦郡	4,995	人

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県知事から令和5年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年9月17日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	祐実
同	大場	博文
同	堤	典子

R06-01090-02989
令和6年8月15日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 祐実 様
長崎県監査委員 大場 博文 様
長崎県監査委員 堤 典子 様

長崎県知事 大石 賢吾

令和5年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

<テーマ>子ども・子育て支援関連事業に関する事務の執行について

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第1	こども政策局	こども未来課	少子化対策班	1
第2	こども政策局	こども未来課	幼児教育・保育支援班	2
第3	こども政策局	こども未来課	地域子育て推進班	4
第4	こども政策局	こども家庭課	こども・女性支援班	8
第5	こども政策局	こども家庭課	家庭福祉・母子保健班	16
第6	県民生活環境部	男女参画・女性活躍推進室		20
第7	産業労働部	雇用労働政策課		23
第9	教育庁	児童生徒支援課		24

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第1 こども政策局 こども未来課 少子化対策班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 26	こども未来課	<p>未来を照らす「ながさき結婚・子育て」推進事業、ながさきで家族になろう事業（長崎県婚活サポートセンター運営事業業務委託）</p> <p>【契約方法について十分に検討が必要である】</p> <p>長崎県婚活サポートセンターは、平成27年度の設置以来、同じ公益財団法人にその運営を業務委託している。</p> <p>契約方法については、設置当初の平成27年度から30年度まではプロポーザル方式が採用されていたが、応札する事業者がおらず、平成31年度から令和4年度までは随意契約となっていた。令和5年度は再びプロポーザル方式が採用されているが、結局応札したのは同法人のみであり、結果として、婚活サポートセンターが設置されて以来一者応札の状態が継続している。</p> <p>県としては、令和5年度はプロポーザル方式を採用するなど、競争性の確保に向けた努力をしていることが見受けられるが、それでもこのまま一者応札が続く場合は、当該入札に十分な競争が働いているとは言えず、特に、同一事業者が連続して一者応札となる場合には価格が高止まることも懸念される。この一者応札が継続する状態を改善するためには、受注可能な事業者の調査、参加者要件の見直し、発注単位（内容・地域）の見直し、複数年度契約の検討など様々な観点からの見直しが必要であると考えられる。</p> <p>本委託事業についても、競争性の確保の観点から引き続き必要な条件の見直し等を行い、一者応札状態の解消に努めることが望ましい。</p> <p>一者応札が継続している委託事業については、競争性の確保の観点から、引き続き必要な条件の見直し等を行い、一者応札状態の解消に努めることが望ましい。（意見）</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和5年度は総合評価一般競争入札を実施しましたが、結果的に一者応札となったことから、今後も競争性の確保に向け委託先となる事業者の情報収集などにより必要な見直しを検討してまいります。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第2 子育て政策局 子ども未来課 幼児教育・保育支援班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 29	子ども未来課	<p>保育士人材確保等事業 ①保育の仕事合同面談会会場設営等業務委託</p> <p>【完了報告書を速やかに受理していない】</p> <p>本委託業務は、合同面談会の実施にあたり会場設営等を事業者へ委託するものである。令和4年度の委託事業者は、実際に面談会実施にあたり必要な会場設営等の委託業務を遂行し、業務終了後遅滞なく完了報告書を作成し、令和4年7月10日付完了報告書を県に提出している。しかし、県はこれを速やかに受領せず、19日後の令和4年7月29日に受領した。委託業務検査調査にも、完成年月日は令和4年7月10日、検査年月日が令和4年7月29日と記載している。</p> <p>この点について、担当課の説明によれば、本委託契約の期間が令和4年7月29日であることから、契約期間の満了を待って受け付けたとのことであった。</p> <p>しかし、本委託業務は、合同面談会の会場設営等をその内容とするものであることから、合同面談会の実施をもってその委託業務を終了することが当然想定されている。そのため、委託事業者も合同面談会終了後すぐに完了報告書を作成し遅滞なく県に提出しているのであり、事業者の対応に何ら問題はない。</p> <p>契約期間満了前に完了報告書を受け取ることを禁じる理由はなく、県は委託事業者から委託業務の完了報告書が提出された場合には特段の事情がない限り速やかに受領し、完了検査を行うべきである。</p> <p>県は委託事業者から委託業務の完了報告書が提出された場合には特段の事情がない限り速やかに受領し、完了検査を行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>委託事業者から完了報告書が提出された場合は、委託期間内であっても速やかに受領し、完了検査を実施するよう徹底を図りました。</p> <p>今後は、このような誤りがないように十分注意し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	
p. 31	子ども未来課	<p>保育士人材確保等事業 ④保育士等キャリアアップ研修eラーニングシステム作成及び管理運営等業務委託</p> <p>【受託事業者からの委託料請求書が速やかに受領されていないこと】</p> <p>本委託契約は、契約書第6条により、委託料は請求書を受領してから30日以内に支払うことと定められている。</p> <p>委託事業者は、本委託業務につき、業務完了報告書を令和5年3月27日に提出し、その後委託料の支払いを求める請求書を令和5年3月31日付で作成している。しかし、これに対して県がかかる請求書を受け付けたのは令和5年4月13日であり、委託事業者からの請求日から約2週間も経過した後であった。県は令和5年5月12日に委託事業者に対して委託料の支払いをしているが、請求書の日付から起算すると優に30日以上を経過していた。</p> <p>委託事業者からの委託料支払請求書の受理に約2週間の時間を要した原因について、担当者のヒアリングで確認したところ、経緯が分かる記録等が無いために原因が不明であるとのことであった。</p> <p>委託料の支払い時期は委託事業者にとっては重要な事柄であり、その支払い時期を正当な理由なく遅らせることは履行遅滞となり適切ではない。委託事業者が完了報告書を提出し、委託料支払いの請求を行った場合には、県はこれらの書類を遅滞なく受領し、契約書に定める期間を遵守して委託料の支払いをしなければならない。</p> <p>委託事業者が完了報告書を提出し、委託料支払いの請求を行った場合には、県はこれらの書類を遅滞なく受領し、契約書に定める期間を遵守して委託料の支払いをすべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>委託事業者から適法な請求書が提出された場合は、遅滞なく受領し、契約書に定める期間内に支払いを行うことについて徹底を図りました。</p> <p>今後はこのような誤りがないように十分注意し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第2 こども政策局 こども未来課 幼児教育・保育支援班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 31	こども未来課	<p>保育士人材確保等事業 ④保育士等キャリアアップ研修eラーニングシステム作成及び管理運営等業務委託</p> <p>【競争入札において一者応札が続いていること】</p> <p>担当者のヒアリングによると、保育士等キャリアアップ研修においては、令和2年度からeラーニングのシステム構築が開始され、開始当時は早急にシステム構築をする必要があることから委託事業者と随意契約を行ったとのことであった。その翌年の令和3年度から一般競争入札による契約方法が採用されているが、令和3年度、4年度ともに、令和2年度に随意契約を行った事業者による一者応札が続いていた。</p> <p>これに対して、県は仕様書の内容を変更し、eラーニングと研修を一本化して教材の刷新を図るなどとし、令和5年度には、令和2年度から4年度まで継続して委託した事業者とは別の事業者に委託することになったとのことである。ただし、令和5年度についても一者応札であったとのことである。</p> <p>一般競争入札において、結果として一者応札となってしまうこと自体はやむを得ない場合もある。競争入札における応札者数は、経済情勢や市場の需給等、様々な要素により左右されるものの、同種の入札に一者応札が続く場合には競争が働かないことによる調達価格の高止まりが生じるおそれがある。その状態を解消するために、受注可能な事業者の調査、参加者要件の見直し、発注単位（内容・地域）の見直し、複数年度契約の検討など様々な観点からの見直しが必要であると考えられる。</p> <p>本委託事業についても、競争性の確保の観点から引き続き必要な条件の見直し等を行い、一者応札状態の解消に努めることが望ましい。</p> <p><u>一者応札が続いている委託事業については、競争性の確保の観点から、引き続き必要な条件の見直し等を行い、一者応札状態の解消に努めることが望ましい。（意見）</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和5年度は一般競争入札を実施するうえで仕様の見直しを行いましたが一者応札となりました。今後、競争性の確保に向け、他県の入札手法の調査、委託先候補となる事業者の情報収集及び入札の情報提供などにより発注時期の検討や仕様の検討を進めてまいります。</p>	
p. 32	こども未来課	<p>保育士人材確保等事業 ⑤保育所職員研修委託事業</p> <p>【委託料の前払の必要性についての疎明資料がないこと】</p> <p>本委託業務においては、委託料の支払いについては、委託契約書に「必要と認められる額については、乙（委託事業者）の請求に基づき、前金払により支払うものとする」と定められている。そして、かかる契約条項に基づき、本委託業務においては委託事業者から令和4年6月13日付で前金払請求書が提出され、県は前金払いを行っている。</p> <p>しかし、委託事業者から提出された前金払請求書には、前金払の必要性については何らの記載もなく、必要性について疎明されている書類等の添付もなかった。前払いの必要性を記載した理由書が添付されていたが、これは県が作成した資料と思われる。担当者のヒアリングによれば、担当課が委託業者に確認し、前金払いの妥当性、必要性について確認して理由書を作成しているとのことであった。</p> <p>委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いである。そのため、令和元年度の包括外部監査においても、委託契約において契約金額の前払いを可能とする条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきであるとする意見が出されている。本委託業務は、契約条項については「必要と認められる金額について」という条件が付けられており、その点は評価できるものである。</p> <p>また、令和元年度の包括外部監査の結果及び令和元年度普通会計定期監査結果（後期）の公表を受けて、長崎県においては令和2年8月13日に出納局会計課長より「適正な契約事務の執行について」と題する通知が発出されており、それによれば、「委任契約において、契約内容や契約相手方の状況を考慮してやむを得ず前金払いを行う場合についてはその必要性を十分に検討し、検討した結果を記録しておくこと」とされている。本事業について添付されていた前払いの必要性に関する書類は、かかる通知に従い作成されたものであると思われる、この点についても評価できるものである。</p> <p>しかし、委託料の支払が原則後払いであることに鑑みれば、委託料の前払いを請求する際には受託者において具体的な必要性を示すべきであり、請求書等にその必要性に関する記載を求める等を指導することが望ましい。</p> <p><u>県は、委託契約において前払請求がなされた場合には、受託者において請求書等に具体的な必要性を示す等を指導することが望ましい。（意見）</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和6年度業務から、受託者に前金払いの必要性を請求書に付記するよう指導しております。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第3 こども政策局 こども未来課 地域子育て推進班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 35	こども未来課	<p>子育て支援新制度関係対策事業（子育て支援員研修事業）業務委託</p> <p>【1者応札になっている】</p> <p>令和3年度は一般競争入札に対してA社とB社の2社が応札してA社が落札した。受講者のアンケートはA社の研修業務を評価するものが多かった。しかし、令和4年度はA社が入札を辞退し、B社1社の応札となった。県の担当課が確認したところ、A社が入札辞退したのは、長崎県内の拠点が廃止され、福岡の拠点の人員で対応することになったためコストアップとなり価格競争力を失ったためとのことであった。</p> <p>令和4年度の委託先であるB社（福岡市）は、雲仙市や大分県、宮崎県、沖縄県からも同じ研修を受託しており、業務遂行に問題はなかったとのことである。なお、令和4年度に続いて令和5年度も同社1社の応札が続いたということである。</p> <p>県では、一般競争入札を行った結果、直近の3年間で連続して1者応札となっている契約案件（建設工事関係を除く）で、検討の結果、随意契約への移行が必要と判断された案件については、県及び部局別随意契約適正化推進協議会の審査を受ける等所定の手続きを経て随意契約に移行できるとしている。</p> <p>しかし、本件事業は、従来A社が応札し、落札していたものであり、B社にしか受託できない業務とは考えられず、また、長崎県近隣の自治体がすべてB社に委託しているとも考えにくい。事業者との対話や公告期間・公告タイミングの見直し、業務等準備期間の確保など令和元年度の包括外部監査結果報告書で提案された1者応札解消のための方策である添付「競争入札見直しのポイント～競争性を高めるために～」を参考にしたり、他の自治体と委託候補先に関して情報交換したりするなどすれば、1者応札が解消される可能性があると考えられる。</p> <p>県は、競争入札の見直しを行ったり、現行の委託先以外の委託先候補の情報入手に努めたりするなどして1者応札の解消に取り組むことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和6年度の入札に向けて、他県の取組等の情報収集を行い、他県で同研修業務を受託した実績のある団体へ、入札への参加について意見交換を行いました。講義で学んだ内容を実際に見学・観察して学ぶ見学実習への対応が難しいとの回答をいただきました。</p> <p>見学実習につきましては、国の子育て支援員研修事業実施要綱に基づき実施が義務付けられ、「可能な限り見学実習を実施することが望ましい」とされています。</p> <p>一方、見学実習は、地域の実情等に応じ講義で代替も可能とされており、他県では、見学実習を講義で代替しているところもあることを確認しました。</p> <p>これらを踏まえ、仕様書の見直しについて検討を行いました。保育に携わるならば現場を見ておくことは必須であるとの判断から、本年度も見学実習を実施することとし、昨年度と仕様を変えず入札を実施いたしました。</p>	
p. 47	こども未来課	<p>子ども・若者支援システム構築事業業務委託</p> <p>【長崎市以外の市町に居住している県民の利用割合が少ない】</p> <p>受託者から提出された委託業務完了報告書によると、「ゆめおす」の利用者（相談件数）の居住地別割合は長崎市の58.5%が圧倒的に多く、これに諫早市の7.6%、長与町の5.0%、大村市の4.9%、佐世保市の3.4%が続いた。「ゆめおす」が長崎市内にある（長崎市内にしかない）ことが理由のひとつと考えられる。</p> <p>特に佐世保市居住者の割合が小さく、県の担当課によると、「佐世保若者サポートステーション」に一定数の相談が寄せられているとのことである。「佐世保若者サポートステーション」は働くことに踏み出したい若者を対象に就労や職場体験の支援を行う機関で、本事業の受託者が長崎県及び国（厚生労働省）から本事業とは別に受託して運営している。その活動目的や内容は本事業による子ども・若者支援と重なる部分もあるが、就労支援を主としている点で本事業による支援とまったく同じでなく、本来は「ゆめおす」に寄せられるべき相談も「佐世保若者サポートステーション」に寄せられていると思われる。</p> <p>県や受託者においてもこの問題（課題）を認識しており、ホームページや公式LINEでのPRや各市町や学校、関係団体に対する「ゆめおす」のPRを行うとともに、令和5年度からLINEでの相談受付を始める等の取組を行っているとのことである。</p> <p>しかし、本事業による支援は面談によって進める必要がある場合が多いように思われ、上記の利用者の居住地の偏りは、長崎市以外に居住している子ども・若者やその家族等に対する本事業による支援が充分に行き届いていないおそれがあることを示している。予算や人員等の面で、直ちに対応することには困難もあると思うが、佐世保市等への相談拠点の増設を含めた対応策を検討することが望ましい。</p> <p>県は、長崎市以外の市町に居住している子ども・若者やその家族等にも本事業による支援が充分行き届くよう、相談拠点の増設を含めた対応策を検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>現在、遠方からの相談については、電話やLINE、ZOOM等を活用して相談対応をしているところですが、ご意見のとおり、センターを設置している長崎市及びその近隣の市町に相談者が偏っていることは課題であると認識しております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえて、今後の対応策について検討を行った結果、相談支援が全県域に行き届くよう、県内市町と意見交換や地域資源の掘り起こしを行うとともに、県内各地域の支援機関等との連携拡大を図ることとしました。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第3 こども政策局 こども未来課 地域子育て推進班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 48	こども未来課	<p>子ども・若者支援システム構築事業業務委託</p> <p>【1者参加のプロポーザル方式で受託先が選定されている】</p> <p>本事業の受託者には、平成23年度から同一の特定非営利活動法人が選定されている。本事業が開始された平成23年度に、平成27年度までの5年間を契約期間とした随意契約が締結され、その次は平成28年度から令和2年度までの5年間を契約期間としてプロポーザル方式で受託者を選定し、その次も同様に令和3年度から令和7年度までの5年間を契約期間としてプロポーザル方式で受託者を選定して随意契約を締結している。</p> <p>県では、県議会において平成23年12月に「委託先選定に係るプロポーザル方式の改善を求める決議」、及び平成24年3月に「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議」がなされ、プロポーザル方式の抜本的な見直しと総合評価方式への移行が求められている。また、議会の決議では、総合評価方式への移行にあたり、入札価格を十分尊重することも付記された。県では、これらの県議会の意見も踏まえ、プロポーザル方式は特別な理由がある場合を除き廃止し、可能な限り総合評価方式による一般競争入札を実施することとしている。このことで、随意契約の縮減と契約の透明性の確保を図り、価格競争の導入による経済性の発揮が高まることが期待されるとしている。</p> <p>もっとも、本事業の委託業務は、不登校、ひきこもり、ニート等社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を総合的に支援するため、本人や家族等からの相談を受け付けるワンストップの窓口を運営するとともに、地域においてそうした子ども・若者及びその家族等を支援するためのネットワークづくりや情報収集を行うという内容で、その遂行には相当程度以上の専門的知見や経験、ノウハウ等が必要になると思われ、プロポーザル方式を採用する理由がないとまでは言えない。問題点は現在の委託先1者のみがプロポーザルに参加して、委託先に選定されたことである。</p> <p>県の担当課によると、長崎県には現在の委託先以外にも子ども・若者支援に取り組んでいる団体が存在し、これまで、そうした他の団体がプロポーザルに参加する機会があったが、結果的に参加がなかったとのことである。</p> <p>プロポーザル方式のメリットは複数の事業者から提案を受けてそのうちの最も優れた事業者を選定することであり、1者参加の状況ではそのメリットが十分に生かされない。また、本事業の委託は契約期間が5年間とされ、同一事業者への委託が長期間にわたること、子ども・若者支援という県の重要な施策が、ひとつの事業者に依存することになるのではないかという懸念もある。</p> <p>現在の委託先から提出された企画提案書は39ページに及ぶ詳細なもので、審査会による評価を経て委託先に選定され、本事業の運営についても、上記の問題点1は別にして（これは県の課題と考えられる）、特に問題があるとは思われず、現在の委託先のこれまでの実績や貢献は評価されるものである。</p> <p>しかし、県による業務委託先選定は原則として一般競争入札によるとされており（地方自治法234条、地方自治法施行令167条の2、上記県議会決議ほか）、委託業務の内容上、一般競争入札ではなくプロポーザル方式で選定することが相当と判断される場合でも、できる限り複数の事業者がプロポーザルに参加してそのうちの最もすぐれた事業者を選定するというプロポーザル方式のメリットが得られるよう努めていただきたい。そのために、委託先候補となる事業者の調査やそれらの事業者からこれまでプロポーザルに参加しなかった理由等（例えば公告が十分周知されていたか、公告から企画提案までの期間が十分であったか等）をヒアリングする等してできる限り複数の事業者がプロポーザルに参加するよう努めることが望ましい。</p> <p>県は、本事業の業務委託先選定についてプロポーザル方式を採用する場合、委託先候補となる事業者の調査やそれらの事業者からこれまでプロポーザルに参加しなかった理由をヒアリングする等してできる限り複数の事業者がプロポーザルに参加するよう努めることが望ましい。（意見）</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は、不登校・ひきこもり等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者や家族等からの相談をワンストップで受け付け、相談内容によって適切な支援機関へつなぐ総合相談窓口事業であり、ご意見のとおり、相当程度以上の専門的知見や経験、ノウハウ等が必要になることから、センター設置当初から、公募型プロポーザル方式により選定した相手と最大5年間、随意契約を行っております。</p> <p>上記理由により、次回の更新となる令和7年度においてもプロポーザルを実施したいと考えておりますが、実施に際しては、委託先候補となる事業者の情報収集等を行い、業務内容等に係る意見交換を行うなど、複数の事業者がプロポーザルに参加するよう努めてまいります。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第3 こども政策局 こども未来課 地域子育て推進班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 50	こども未来課	長崎県「こどもは宝」子育て応援強化事業費補助金 【子育て応援対象の子どもの年齢が低い】 本事業での子育て応援の対象となる子どもの年齢は小学生以下とされている。令和4年度の全国における「子育て支援パスポート事業」の状況をまとめた内閣府の資料（添付「子育て支援パスポート事業 全国共通展開自治体 パスポート一覧 令和4年版」）によると、支援対象となる子どもの年齢を小学生以下としている都道府県は長崎県、岡山県、神奈川県及び北海道の4県道に限られ、中学生以下としている秋田県を加えた5県道以外の42都府県では18歳未満、18歳以下、19歳以下の子ども・若者が支援対象とされている。 対象となる子どもの年齢が高い方が子育て支援として手厚くなるため、県の担当課にこの点の取り組みについて確認したところ、長崎県では未就学児（5歳以下）を対象として本事業を開始し、令和3年度に現行の年齢を引き上げて間がないという経緯があり、参加店舗等の協力がすぐには得られない見通し等から、現時点で対象年齢を引き上げる依頼をすることは考えていないということであった。 しかし、上記のとおり、支援対象となる子どもの年齢を小学生以下としている都道府県は、中学生以下としている秋田県を含めてわずか5県道にとどまっている。本事業による子育て支援を全国と同程度の水準に充実させるため、早急に支援対象となる子どもの年齢を42都府県と同水準（18歳未満程度）に引き上げるための取組を開始することが望ましい。 <u>県は本事業による子育て応援の対象となる子どもの年齢を42都府県と同水準の18歳未満程度に引き上げるための取組を早急に開始することが望ましい。（意見）</u>	(措置済) 本事業は、協賛店舗のご協力により成り立っており、協賛店舗に対し、対象年齢の拡大についてアンケートを実施した結果、令和3年度より未就学児から小学生へと対象年齢を拡大しています。 しかしながら、コロナ禍や世界的規模での物価高騰の中、さらに対象年齢を拡大することについては、協賛店舗への負担感が増すことになることから、令和6年度に協賛店舗へアンケートを実施の上、経済状況等を見ながら検討してまいります。	
p. 55	こども未来課	長崎県「こどもは宝」子育て応援強化事業費補助金 【本事業の予算がシーリングによって減額されている】 本事業の予算額は前年度（令和3年度）から約14%減額されている。本事業の意義や優先度が低下したという判断や、このくらいの減額幅であれば本事業の取り組みに影響がないという判断に基づいての減額ではなく、県の予算全体のシーリングに伴う減額ということである。 本事業の予算の増減は本事業の成果に必ずしも直結するものでないかもしれないが、予算が減額された分、本事業のための活動量は相応に減少すると思われる。県の担当部署によると本事業での子育て支援制度を周知するためのツール（ウェットティッシュなど）は不足気味とのことであるし、上記問題点1の課題もある。 本事業においても業務の効率化や経費（予算）の効率的な活用に注力してもらう必要があるが、子育て支援は今日の重要施策であり、その一環としての本事業は全国的にも実施されているものである。本事業の予算金額の規模が比較的小さく県の予算全体に与える影響が大きくないことも考えると、予算シーリングの関係で本事業の予算額を減額することには疑問がある。 <u>県は、子育て支援の重要性や本事業での応援対象となる子どもの年齢を引き上げるための取組を早急に開始することが望ましいことを考慮して、本事業の予算額を決定することが望ましい。（意見）</u>	(措置済) 本補助金の予算につきましては、令和5年度、令和6年度ともに令和4年度と同額を確保し、経済団体や店舗等の訪問、イベントやフリーマガジン、チラシやステッカー等の周知ツールの作成、配布等によるPRを行っております。 また、毎年度、県の予算編成方針に基づき事業のスクラップアンドビルドを実施する中で、子育て応援の店事業を含む子育ての機運醸成に係る事業につきましては、令和5年度以降予算を増額し、ポータルサイトやSNS等の各種広報媒体や、メディアとのタイアップによる子育て支援に係る情報発信・PRなどを強化することで、協賛店舗や利用者の拡大を図っております。	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第3 子ども政策局 子ども未来課 地域子育て推進班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 56	子ども未来課	<p>ながさき子育て応援ネット・アプリ運営及び管理運用業務委託</p> <p>【業務委託契約書に再委託に関する規定がない】</p> <p>上記のとおり、ネット・アプリの管理運営業務については、その業務内容から、受託者である長崎県青少年育成県民会議が情報通信専門業者に再委託することが予定され、実際にも再委託がなされた。県が作成した業務委託仕様書にも再委託を認めるとする記載がある。ところが県と長崎県青少年育成県民会議とが締結した業務委託契約書においては再委託に関する規定が定められていない。</p> <p>本委託業務中、ネット・アプリの管理運営業務も重要な業務であり、かつ各データを取り扱う業務であるから、再委託の可否や再委託する場合の手続き（事前に書面によって県に申請して許可を得る等）並びに秘密保持等に関して委託契約書において明確に取り決めておくことが望ましい。</p> <p>県は、ネット・アプリの管理運営業務が、その業務内容から、情報通信専門業者へ再委託されることが予定されていたのであるから、委託契約において、再委託の可否や再委託する場合の手続き並びに秘密保持等に関して取り決め、委託契約書に内容を明記しておくことが望ましい。（意見）</p>	<p>(措置済)</p> <p>「ながさき子育て応援ネット・アプリ運営及び管理運用業務委託」はアプリ運営終了に伴い、令和5年度をもって廃止し、後継事業となった「ながさきハッピー子育て」環境づくり・機運醸成事業の業務委託では、ご意見を踏まえて、委託業務契約書に第17条に再委託の禁止、第18条に個人情報の保護を追加しました。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第4 子育て政策局 子ども家庭課 子ども・女性支援班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 60	子ども家庭課	<p>長崎県児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金</p> <p>【増額変更を求める理由が示されていない】</p> <p>本事業では、予め各施設に補助基準額が示されており、交付申請は、この補助金額の範囲内でなされることとなっている。</p> <p>本事業においては、補助金の交付決定が出た後に、増額変更の交付申請がなされ、同申請に基づいて補助金の増額変更の交付決定が出ているが、増額変更の交付申請にあたって、増額の理由は示されていない。なお、増額変更の申請にあたっては、補助基準額を上回る金額での交付申請も許容されており、実際、増額変更の交付申請に対し、補助基準額を上回る金額の交付決定が出ている。</p> <p>本事業の補助金は、マスク、アルコール等の購入にも充てられており、増額変更の交付申請は、これらの物品の購入実費であることが予想されるものの、本事業は、消毒事業、個室化改修事業、職員感染対策事業と複数に亘っているため、増額変更を求めるにあたっては、増額変更の理由を示してもらいたい。特に、一旦示した補助基準額を上回る金額で増額変更を認めるのであれば、増額変更を求める理由を示すのは当然といえる。</p> <p>そこで、補助金の増額変更の交付申請を行うにあたっては、その理由を記載してもらいなどして、増額変更を求める理由を示してもらいたい。</p> <p><u>補助金の増額変更の交付申請を行うにあたっては、その理由を記載してもらいなどして、増額変更を求める理由を示してもらいたい。(意見)</u></p>	(措置済)	
p. 60	子ども家庭課	<p>令和4年度長崎県DV予防教育実施事業に係る委託契約</p> <p>【随意契約検討シートの「契約方法」欄に予定額が記載されている】</p> <p>本事業の随意契約検討シートの「契約方法」欄には予定額が記載されているが、同欄に記載すべきは、「随意契約」、「一般競争入札」といった契約方法である。</p> <p>そこで、随意契約検討シートの「契約方法」欄には、予定額ではなく「随意契約」、「一般競争入札」といった「契約方法」を記載すべきである。</p> <p><u>随意契約検討シートの「契約方法」欄には、「随意契約」、「一般競争入札」などの契約方法を記載すべきである。(指摘事項)</u></p>	(措置済)	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第4 こども政策局 こども家庭課 こども・女性支援班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 61	こども家庭課	<p>令和4年度長崎県DV予防教育実施事業に係る委託契約</p> <p>【「他県における同様な契約事例」の調査・記載が不適切である】</p> <p>本事業の随意契約検討シートには、「他県における同様な契約事例」、「競争性を有する契約への移行の余地」について、いずれも「なし」と記載されている。DV予防授業は、他県でも実施されているものであるが、他県で実施されているDV予防事業に、どのような契約方法が採用されているかなどの調査はなされていない。この点、県においては、限度額を超えない随意契約の場合には、このような調査は不要とされているため、本事業においても、他県の状況を調査しなかったこと自体に問題はない。</p> <p>もっとも、本事業の随意契約検討シートには、「競争性を有する契約への移行の余地」が「なし」と記載されているところ、他県の状況を調査することなく、競争性を有する契約への移行の余地なしと判断してしまうことには疑問が残るところであり、競争性を有する契約へ移行する余地があるのか否かを判断するにあたっては、同様の事業につき、他県がどのような契約事例を採用しているのかについても、調査しておくことが望ましい。</p> <p>そこで、本事業のように、「競争性を有する契約への移行の余地がない」と判断するのであれば、その判断の過程において、同様の事業が他県でも実施されているかどうか、実施されている場合には、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。</p> <p>また、本事業のように、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄が「なし」と記載されていれば、それは「他県における同様な契約事例は無かった」と読むのが通常であるため、他県の状況を調査していないのであれば、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。</p> <p><u>競争性を有する契約へ移行する余地がないと判断するのであれば、その前提として、同様の事業が他県でも実施されているかどうか、実施されている場合には、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。(意見)</u></p> <p><u>他県における同様な契約事例について、調査を実施していない場合には、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>【意見】(措置済)</p> <p>当該契約は限度額を超えない随意契約であり、「次年度以降に競争性を有する契約へ移行できる余地及び目標年度の設定」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっているため、「無」と記入していたものです。今後は、記入の必要のない欄は斜線を引くこととします。</p> <p>なお、当欄の記入が必要な場合で、競争性を有する契約へ移行する余地があるかどうかを検討する際には、九州各県の契約方法等の調査を実施することとします。</p> <p>【指摘事項】(措置済)</p> <p>当該契約は限度額を超えない随意契約であり、「他県における同様な契約事例」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっているため、「なし」と記入していたものです。今後は、記入の必要のない欄は斜線を引くこととします。</p> <p>なお、当欄の記入が必要な場合で、他県における同様な契約事例の調査が未了の場合は「調査未了」と記入することとします。</p>	
p. 62	こども家庭課	<p>令和4年度長崎県DV予防教育実施事業に係る委託契約</p> <p>【DV予防授業の受託者選定の理由が不十分である】</p> <p>本事業は、平成23年度より、特定非営利活動法人長崎との随意契約が継続になされており、同法人と随意契約を行う理由としては、①同法人の理事長作成の教材を活用した授業が実施されていること、②継続して統一的内容を実施できること、③県内で唯一予防教育を実施してきた団体であることなどが挙げられている。</p> <p>しかしながら、教材作成者と授業実施者が同一人である必要性は必ずしも高いものではないし、DV予防授業においては、継続して統一的内容を実施することが必ずしも求められるものではなく、そのような要請があったとしても、そのような要請は必ずしも同じ受託者でなければ満たせないものではない。また、DV予防教育実施団体が県内の団体である必要性も高いとはいえない。DV予防授業を実施できる専門家は他にも存在し得るため、本事業の受託者が10年以上継続していることも踏まえ、受託者の選定については、他の専門家、団体等も候補に含めて検討していくことが望ましい。</p> <p><u>本事業の受託者の選定については、同一の受託者が10年以上継続していることも踏まえ、他の専門家、団体等も候補に含めて検討していくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>当該契約は、「県内で唯一、予防教育を実施してきた実績のある団体であり、さらにDV被害者の支援を實踐している団体でもあり、県内に本業務を実施できる団体は他にいない」という理由で随意契約を行って来ました。他に受託可能な団体等がある場合は、委託先の候補に含めることを検討します。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第4 ことども政策局 ことども家庭課 ことども・女性支援班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 62	ことども家庭課	長崎県子どもアドボカシー基礎講座に係る委託契約 【受託意向のない候補者について翌年度は受託意向の確認がされていない】 本事業は、子どもアドボカシー学会との随意契約により実施されているところ、同団体と随意契約を行ったのは、全国で子どもアドボカイトの養成講座を実施している団体が3団体であり、このうち長崎県での実施を可能と回答したのが受託者のみであったことが理由である。 本事業は令和5年度も実施され、令和4年度同様に、受託者と随意契約を締結しているが、残りの2団体に対し、再度の意向確認などは行っていない。 そこで、事業実施が可能な事業者がいなかについて引き続き調査を続けるとともに、令和4年度は長崎で実施可能と回答しなかった残りの2団体についても、その都度受託意向などを確認していくことが望ましい。 <u>事業実施が可能な事業者がいなかについて引き続き調査を続けるとともに、令和4年度は長崎で実施可能と回答しなかった残りの2団体についても、その都度受託意向などを確認していくことが望ましい。(意見)</u>	(措置済) 当該事業の講座は令和5年度で終了しましたが、今後類似の契約については、一旦受託不可と回答があった事業者についても、後年度においてその都度受託意向を確認することとします。	
p. 63	ことども家庭課	令和4年度長崎県里親育成支援事業 【1者応札が過去3年間続いていたことが明記されていない】 本事業は、過去3年間一般競争入札がなされていたが、1者応札が続いたことから、令和4年度は随意契約がなされるに至っているが、随意契約検討シートには、一般競争入札がなされたことは記載されているものの、過去3年間1者応札が続いたことは記載されていない。 1者応札が3年間続いたことは、令和4年度に随意契約を選択した理由の1つになっているため、随意契約検討シートには、過去3年間の一般競争入札で1者応札が3年続いたことは記載しておくのが望ましい。 <u>随意契約検討シートには、過去3年間の一般競争入札で1者応札が3年続いたことは記載しておくのが望ましい。(意見)</u>	(措置済) 令和6年度契約の随意契約検討シートに、過去に実施した一般競争入札において1者応札が3年続いたことを記載しました。	
p. 63	ことども家庭課	令和4年度長崎県里親育成支援事業 【他県が実施するプロポーザル方式についての調査がなされていない】 随意契約の理由には、里親にあたっては、子どもの心理に配慮し十分なケアがなされる必要がある、これまで乳幼児及び児童養護施設が豊富な経験により培ってきた専門的な対応能力が必要となるため、これら両方の施設を唯一設置している受託者以外に事業目的を十分に達成できる団体がないということが挙げられている。 他方で、他県をみると、福岡県、佐賀県及び熊本県が同様の事業でプロポーザル方式により受託者を選定しており、他県の状況を調査することで、他の契約方式を採用する余地も生じる可能性がある。しかしながら、他県で実施されたプロポーザル方式等について、調査はなされていない。 競争性のある契約へ移行できるかどうかは、常に検討しなければならない事項であるため、同様の事業について、他県ではプロポーザル方式による受託者選定がなされている場合には、その詳細について、追加で調査しておくことが望ましい。 <u>同様の事業について、他県ではプロポーザル方式による受託者選定がなされている場合には、その詳細について、追加で調査しておくことが望ましい。(意見)</u>	(措置済) 令和6年度契約にあたって、九州各県の類似事業の契約方法を確認したところ、プロポーザル方式で受託者の選定がなされているところはありませんでした。 今後も引き続き確認し、プロポーザル方式による受託者選定がなされている場合には、その詳細を確認した上で業務委託の参考といたします。	
p. 64	ことども家庭課	長崎県就学者自立生活援助事業 【本事業の周知方法について検討が不足している】 本事業はここ数年、申請件数が1件で推移している。その主たる原因が、そもそも本事業の対象となる児童（自立援助ホームに入所している原則20～22歳の就学者）の数が少ないという点にあることは明らかであるが、事業自体が周知されていない可能性も否定できない。 そこで、本事業の内容を各施設に周知していくことについて、周知の必要性の有無も含め、引き続き検討をしていくことが望ましい。 <u>本事業の内容を各施設に周知していくことについて、周知の必要性の有無も含め、引き続き検討をしていくことが望ましい。(意見)</u>	(措置済) 当事業の県内対象施設5施設に、改めて本事業について認識しているかを確認したところ、全施設が認識しており、周知の効果はあったものと考えております。 なお、当事業は令和5年度で終了してはいますが、各種事業の実施にあたっては、引き続き効果的な周知に努めてまいります。	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第4 子ども政策局 子ども家庭課 子ども・女性支援班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 68	子ども家庭課	長崎県児童家庭支援センター運営費補助金 【補助金チェックリストの「現地調査の有無」の未記載】 本事業の補助金チェックリストにはチェックのなされていない項目がいくつかあり、現地調査の有無の欄にも記載がなされていない。 そこで、補助金チェックリストについては、原則として全ての項目にチェックを行い、現地調査の有無の欄についても、現地調査実施の有無、調査を実施しなかったのであればその理由を記載すべきである。 <u>補助金チェックリストについては、原則として全ての項目にチェックを行い、現地調査の有無の欄についても、現地調査実施の有無、調査を実施しなかったのであればその理由を記載すべきである。(指摘事項)</u>	(措置済) 支出負担行為時点までの項目はチェックしておりましたが、その後チェックリストを更新する意識の不足により全ての項目のチェックがなされていなかったものです。 令和6年度分からは実地調査を実施するとともに、現地調査欄のほか全ての項目へのチェックを遺漏なく行います。	
p. 69	子ども家庭課	令和4年度長崎県社会的養護自立支援事業費補助金 【現地調査実施の有無ないし調査不実施の理由が記載されていない】 本事業においては現地調査が実施されておらず、補助金チェックリストの現地調査の有無の欄は空欄になっている。 そこで、補助金チェックリストの現地調査の有無の欄には、現地調査実施の有無、調査を実施しなかったのであればその理由を記載すべきである。 <u>補助金チェックリストの現地調査の有無の欄には、現地調査実施の有無、調査を実施しなかったのであればその理由を記載すべきである。(指摘事項)</u>	(措置済) 提出された実績報告書により、事業実施状況の確認ができていますと判断し、現地調査を行っていなかったものです。 令和5年度の実績については、令和6年4月12日に現地にて領収書等の支出証拠書類の確認を実施しました。	
p. 70	子ども家庭課	令和4年度長崎県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業費補助金 【交付を求める事務費の金額の根拠等が示されていない】 補助事業者は、事務費として上限額である4,800,000円の申請を行い、県は、同額の補助金を交付している。しかしながら、補助事業者からは、事務費の上限額の交付を求める理由が示されていない。 貸付事務費については、「4,800,000円までの範囲で使用できることとする。」とされており、同金額は、あくまでも事務費の上限額であるため、補助事業者としては、交付を求める事務費の金額について、その根拠や疎明資料を提出すべきである。 そこで、県は、補助事業者に対し、交付を求める事務費の金額について、その根拠ないし疎明資料の提出を求めるべきである。 <u>県は、補助事業者に対し、交付を求める事務費の金額について、その根拠ないし疎明資料の提出を求めるべきである。(指摘事項)</u>	(措置済) 令和5年度分については、事務費の根拠資料を提出してもらい、令和6年4月19日に現地にて、当該根拠資料と支出証拠書類の突合などの確認を実施しました。	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第4 ことども政策局 ことども家庭課 ことども・女性支援班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 73	ことども家庭課	<p>令和4年度指導教育担当児童福祉司任用前研修に係る委託契約</p> <p>【「他県における同様な契約事例」の調査・記載が不適切である】</p> <p>本事業は、児童福祉法が定める法定研修の委託であるところ、随意契約検討シートには「他県における同様な契約事例」、「競争性を有する契約への移行の余地」について、いずれも「なし」と記載されている。本研修は法定研修であり、全国各県で実施されているはずであるが、他県で実施されている事業に、どのような契約方法が採用されているかなどの調査はなされていない。この点、県においては、限度額を超えない随意契約の場合には、このような調査は不要とされているため、本事業においても、他県の状況を調査しなかったこと自体に問題はない。</p> <p>もっとも、本事業の随意契約検討シートには、「競争性を有する契約への移行の余地」が「なし」と記載されているところ、全国各地で実施される法定研修について、他県の状況を知ることなく競争性のある契約への移行の余地がないと判断するのは困難であると考えられる。</p> <p>そこで、本事業のように、全国で同様の研修が実施されている事業につき、「競争性を有する契約への移行の余地がない」と判断するのであれば、その判断過程において、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。</p> <p>また、本事業のように、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄が「なし」と記載されていれば、それは「他県における同様な契約事例は無かった」と読むのが通常であるため、他県の状況を調査していない場合には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。</p> <p><u>競争性を有する契約へ移行する余地がないと判断するのであれば、その前提として、同様の事業について、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。(意見)</u></p> <p><u>他県における同様な契約事例について、調査を実施していない場合には、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>【意見】(措置済)</p> <p>当該契約は限度額を超えない随意契約であり、「次年度以降に競争性を有する契約へ移行できる余地及び目標年度の設定」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっているため、「なし」と記入していたものです。</p> <p>今後は、記入の必要のない欄は斜線を引くこととします。</p> <p>なお、当欄の記入が必要な場合で、競争性を有する契約へ移行する余地があるかどうかを検討する際には、九州各県の契約方法等の調査を実施することとします。</p> <p>【指摘事項】(措置済)</p> <p>当該契約は限度額を超えない随意契約であり、「他県における同様な契約事例」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっているため、「なし」と記入していたものです。</p> <p>今後は、記入の必要のない欄は斜線を引くこととします。</p> <p>なお、当欄の記入が必要な場合で、他県における同様な契約事例の調査が未了の場合は「調査未了」と記入することとします。</p>	
p. 73	ことども家庭課	<p>令和4年度児童福祉司任用研修</p> <p>【「研修後振り返りシート」の書式改定についての検討】</p> <p>受講者には、研修後に「研修後振り返りシート」の提出を求めており、同シートはテーマごとに、「知識、気づき、意欲、満足度」をそれぞれ1～5で記載するようになっているが、「意欲」を記載させる必要があるかは検討の余地があるし、また、自由記載欄は若干小さいようにも思われる。</p> <p>そこで、「研修後振り返りシート」は、書式の改訂に関し、改訂の必要性の有無も含め、検討していくことが望ましい。</p> <p><u>「研修後振り返りシート」は、書式の改訂に関し、改訂の必要性の有無も含め、検討していくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和6年度からは同シートを紙からデジタルへ変更して利便性の高い様式としています。また、質問項目も全国研修を参考として設間を見直しています。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第4 こども政策局 こども家庭課 こども・女性支援班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 74	こども家庭課	<p>令和4年度児童養護施設等職員研修会に係る委託契約</p> <p>【「他県における同様な契約事例」の調査・記載が不適切である】</p> <p>本事業は継続的に実施されている事業であり、平成19年より、長崎県児童養護施設協議会との随意契約が続いている。</p> <p>本研修は全国で実施されるものであるが、他県でどのような契約方法がとられているかの調査はなされておらず、それにもかかわらず、随意契約検討シートには「他県における同様な契約事例」が「なし」と記載されている。この点、県においては、限度額を超えない随意契約の場合には、このような調査は不要とされているため、本事業においても、他県の状況を調査しなかったこと自体に問題はない。</p> <p>もっとも、本事業の随意契約検討シートには、「競争性を有する契約への移行の余地」が「なし」と記載されているところ、本事業のような全国で実施される研修について、他県の状況を知ることなく競争性のある契約への移行の余地がないと判断するのは困難であると考えられる。</p> <p>そこで、本事業のように、全国で同様の研修が実施されている事業につき、「競争性を有する契約への移行の余地がない」と判断するのであれば、その判断過程において、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。</p> <p>また、本事業のように、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄が「なし」と記載されていれば、それは「他県における同様な契約事例は無かった」と読むのが通常であるため、他県の状況を調査していない場合には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。</p> <p><u>競争性を有する契約へ移行する余地がないと判断するのであれば、その前提として、同様の事業について、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。(意見)</u></p> <p><u>他県における同様な契約事例について、調査を実施していない場合には、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>【意見】(措置済)</p> <p>当該契約は限度額を超えない随意契約であり、「次年度以降に競争性を有する契約へ移行できる余地及び目標年度の設定」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっているため、「なし」と記入していたものです。</p> <p>今後は、記入の必要のない欄は斜線を引くこととします。</p> <p>なお、当欄の記入が必要な場合で、競争性を有する契約へ移行する余地があるかどうかを検討する際には、九州各県の契約方法等の調査を実施することとします。</p> <p>【指摘事項】(措置済)</p> <p>当該契約は限度額を超えない随意契約であり、「他県における同様な契約事例」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっているため、「なし」と記入していたものです。</p> <p>今後は、記入の必要のない欄は斜線を引くこととします。</p> <p>なお、当欄の記入が必要な場合で、他県における同様な契約事例の調査が未了の場合は「調査未了」と記入することとします。</p>	
p. 75	こども家庭課	<p>令和4年度児童養護施設等職員研修会に係る委託契約</p> <p>【競争性を有する契約へ移行できるか否かの判断に個人情報保護の観点を持ち出している】</p> <p>本事業の随意契約検討シートの「競争性を有する契約へ移行できる余地」には、「なし」との記載がされており、その理由として、児童の個人情報保護の観点を挙げている。しかしながら、事業を委託により実施する場合には、受託者が個人情報を取り扱うことになるのは当然であり、そうであるからこそ、県は、委託契約書とは別に個人情報取扱特記事項を作成している。</p> <p>そこで、次年度以降、競争性を有する契約へ移行できるかどうかを検討するにあたっては、児童の個人情報保護の観点は考慮要素として挙げるべきではない。</p> <p><u>次年度以降、競争性を有する契約へ移行できるかどうかを検討するにあたっては、児童の個人情報保護の観点は考慮要素として挙げるべきではない。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>競争性を有する契約へ移行できるかどうかを検討する際には、ご指摘のとおり個人情報保護の観点は考慮しないこととします。</p> <p>なお、「次年度以降に競争性を有する契約へ移行できる余地及び目標年度の設定」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっており、当該契約は限度額を超えない随意契約であるため、当欄の記入は不要であることから、今後は斜線を引くこととします。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第4 ことども政策局 ことども家庭課 ことども・女性支援班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 75	ことども家庭課	<p>児童虐待防止のための広報啓発事業</p> <p>【発注したリーフレットに大量の在庫が生じた原因等が共有されていない】</p> <p>リーフレットについては、令和4年9月28日時点で10,000枚の在庫が生じている。そこで、このような大量の在庫が生じているような場合には、その原因、理由などを調査した上で調査結果を一件記録に綴り、職員間で共有しておくことが望ましい。</p> <p>委託により発注した成果物等について、大量の在庫が生じているような場合には、その原因、理由などを調査した上で調査結果を一件記録に綴り、職員間で共有しておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により予定していたイベントが中止となったことなどから多くの在庫が発生したものです。</p> <p>なお、令和5年11月のイベント等で在庫の解消は図られています。引き続き在庫の把握・管理を行うとともに、大量の在庫が生じている場合には、その原因等を一件記録に綴り職員間で共有し、その後の発注の適正化を図ってまいります。</p>	
p. 76	ことども家庭課	<p>令和4年度児童相談所職員研修会に係る委託契約</p> <p>【複数の事業者から受託者を選定した理由が明らかではない】</p> <p>本事業は、受託者との随意契約による委託がなされている。</p> <p>虐待防止のためのSNS相談システムに特化した対応研修を実施できるのは4事業者のみであり、SNS相談事業は、国において、令和5年2月1日より運用を開始することが決まっていたことから、同年1月中に研修を実施する必要があった。このような事情もあり、本事業は、上記4事業者のうちの1者である受託者と随意契約がなされるに至った。</p> <p>タイトな日程で研修を実施する必要がある場合に、複数の候補者から1者を選定して随意契約を行うことに問題はない。しかしながら、一件記録には、打合せ、協議などの記録が綴られていないため、受託者を選定した理由が不明である。</p> <p>そこで、複数の候補者から1者を選定して随意契約を締結したような場合には、それまでの打合せ、協議のメモなどを一件記録に綴るなどして、4事業者のうち受託者を選定した理由を明らかにしておくことが望ましい。</p> <p>複数の候補者から1者を選定して随意契約を締結したような場合には、それまでの打合せ、協議のメモなどを一件記録に綴るなどして、4事業者のうち受託者を選定した理由を明らかにしておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>当該契約においては、研修を実施できる4事業者のうち、研修実施時期等の関係で受託が可能な事業者が1者のみであったため、当該事業者と契約をしたものですが、4事業者への聞き取りなどの記録を一件記録として綴っていないかたのものです。</p> <p>令和5年度契約からは、事業者への聞き取り結果等、受託者選定の経緯を記録として残しています。</p>	
p. 77	ことども家庭課	<p>令和4年度児童相談所職員研修会に係る委託契約</p> <p>【調査結果が随意契約検討シートに記載されていない】</p> <p>本事業においては、九州各県がどのような契約方法を採用したかなどについて調査を行っているにもかかわらず、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」には記載がなされていない。</p> <p>この点、県においては、限度額を超えない随意契約の場合には、他県の状況調査は不要とされているため、本事業においても、他県の状況を調査することは必ずしも必要ではない。もっとも、限度額を超えない随意契約の場合でも、他県の状況を調査すること自体は望ましいことであり、その結果は、次年度以降の検討に活かすことができるため、他県における状況調査を実施したのであれば、その調査結果は記載しておくことが望ましい。</p> <p>そこで、他県の契約方法などについて調査を行った場合には、随意契約検討シートに記載しておくことが望ましい。なお、本件では、前述のとおり、タイトな日程で研修を実施する必要があったという事情があり、随意契約検討シートに空欄部分が生じてしまうことも、十分理解できるところではあるが、そのような場合であったとしても、例えば、随意契約検討シートには「別紙のとおり」といった記載のみを行い、調査結果のメモを別紙として綴っておくことは可能であるため、作業の負担軽減に努めながらの対応を工夫していただきたい。</p> <p>他県の契約方法などについて調査を行った場合には、随意契約検討シートに記載しておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>当該契約は限度額を超えない随意契約であり、「他県における同様な契約事例」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっているため、記入していません。</p> <p>今後は、記入の必要のない欄は斜線を引くこととします。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第4 こども政策局 こども家庭課 こども・女性支援班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 78	こども家庭課	<p>令和4年度児童保護措置費</p> <p>【負傷原因の報告を受けずに医療助成費を支出している】</p> <p>負傷した児童の施術を行った柔道整復師は、県に医療助成費支給申請書（以下「本件申請書」という。）を提出して、施術に係る療養費の支払いを受けている。</p> <p>柔道整復師は、骨・関節・筋・腱・靭帯などに加わる外傷性が明らかな原因によって発生する骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷などの損傷に対し、手術をしない「非観血的療法」によって、整復・固定などを行い、人間の持つ治癒能力を最大限に発揮させる施術を行う。</p> <p>したがって、骨・関節・筋・腱・靭帯などに加わる外傷性が明らかな原因によって発生する骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷などの損傷については、柔道整復師による施術を、医師による治療と同様に扱うことに問題はない。</p> <p>ところで、本件申請書には負傷原因を記載する欄があり、この負傷原因の記載は、柔道整復師による施術を、医師による治療と同様に扱ってよいかどうかを判断する上で重要な記載となるが、医療助成費については、整骨院が提出した負傷原因欄が空欄の本件申請書によって支給がなされているケースがあった。</p> <p>そこで、整形外科等の医療機関ではなく整骨院が行う医療助成費の申請について、本件申請書の負傷原因欄が空欄であった場合には、負傷原因を記載するよう求めるべきである。</p> <p>整形外科等の医療機関ではなく整骨院が行う医療助成費の申請について、本件申請書の負傷原因欄が空欄であった場合には、負傷原因を記載するよう求めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>(措置済)</p> <p>監査結果をふまえて関係通知を確認したところ、平成22年5月24日厚生労働省保険局長通知保発0524第2号において、3部位目以上の施術の場合は負傷要因欄の記載の対象と示されていたため、3部位目以上の施術の際に空欄だった場合には、整骨院へ記載するよう指導を行います。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第5 子育て政策局 子ども家庭課 家庭福祉・母子保健班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 80	子ども家庭課	ひとり親家庭等自立促進センター事業 【算出根拠が過去の実績を反映していない】 当該事業の委託金額の算出根拠（令和4年度当初予算要求）は、人件費、事務諸経費と大きく2つに費目を分けており、その内事務所経費は、費目別、各事業別に講習会やセミナー等を各地区で何回行うか等を想定し、人数、数量、単価を掛けて金額を算出している（別紙1）。これに対して、委託先作成の当該事業の精算報告書（別紙2）は、当該事業を各事業（就業支援事業、就業支援講習会事業、就業情報提供事業、養育費等支援事業）と共通経費に分けて、各事業等に要した費用の合計額を記載しているが、その内訳は不明である。また、精算報告書添付の事業実績の報告から、各事業に要した費用の内訳を算出することもできない。 これでは、当該事業の次年度の委託金額を算出する際、前年度実績を基に委託金額を算出することができず、適切な算出に支障が生じる。なお、算出根拠により算出した委託金額は、10,549,746円であるところ、精算額も同額となっている。 <u>委託金額を算出する際には、過去の実績に基づいて算出すべきであるが、委託金額の算出方法と精算報告との算出方法及び内訳が異なるため、過去の実績に基づく委託金額の算出が出来ない。委託先に対して、委託金額算出に必要な情報を記載した報告書を求め、可能な限り過去の実績に基づいて委託金額を算出できるようにすべきである。（指摘事項）</u>	(措置済) 委託先から県へ提出する実績報告書の様式について、令和6年度から、事業費の内訳を記載するよう見直しを行いました。 今後は、可能な限り過去の実績に基づいて委託金額を算出してまいります。	
p. 80	子ども家庭課	ひとり親家庭等自立促進センター事業 【就業支援セミナーの内容が直接的な就職支援に繋がるか疑問がある】 合計6回開催した就業支援セミナーは、参加可能人数60人に対し、合計参加者数は38人となっているところ、前記6回のセミナー内5回がメイクや笑顔に関するセミナーとなっている。担当者によると、面接や履歴書に適した印象づくりを残すことを目的としているとのことであるが、求職者の適性判断や面接対策等、他にも就職支援に直接的なテーマも存在することから、メイクや笑顔に関するセミナーをテーマとする回数等について、検討すべきである。 <u>就業支援セミナーのテーマや回数等について、委託先と協議の上、より就職支援に資する事業となるよう委託内容を検討することが望ましい。（意見）</u>	(措置済) 就業支援セミナーのテーマや回数等について、企画段階から委託先と協議し、ひとり親等の就職支援に資する内容となるよう検討してまいります。	
p. 81	子ども家庭課	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 【実績報告書の基準額の記載が誤っている】 当該事業の令和4年度ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付け事業費補助金内訳書（別紙3、以下「経費内訳書」という。）には、基準額を記載する欄があるが、基準額の内訳が、対象経費実支出額と同額に揃えられている。 担当者によると、基準額を実績に合せて記載してもらったとのことであるが、基準額との比較が困難であるため、基準額を記載する欄には、あくまで基準額を記載すべきである。 <u>県は、補助事業者に対して、基準額を実支出額に合せるのではなく、本来の基準額を記載するよう指導することが望ましい。（意見）</u>	(措置済) 実績報告書において本来基準額を記載すべきところを、実支出額と同額で記載させていたものです。今後は、基準額を記載するよう指導を行ってまいります。	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第5 こども政策局 こども家庭課 家庭福祉・母子保健班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 82	こども家庭課	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 【人件費の相当性の検討ができない】 令和4年度ひとり親事業拠点区分資金収支計算書(抄)(別紙4、以下「収支計算書」という。)によると、入学準備金等貸付事業と住宅支援資金貸付け事業の事務費合計14,404,163円の内、約95%を占める13,735,776円が人件費とのことである。なお、前記のとおり、事業毎に経費を分けていないため、各々の事業の事務費の額は不明である。 担当者に対して、当該事業の人件費に他の事業の人件費が含まれていないか質問したところ、担当者によると、当該事業に従事する職員が全員で13人おり、各人の当該事業のみにかかる業務割合を掛けると全体で3.15人分となり、3.15人分の給料が人件費となっているため、他の事業の人件費は含まれていないとのことであった。具体的には、補助事業者において、担当職員が当該事業に従事した割合を出し、当該職員の給料に掛けることで人件費を算定しているとのことである(例えば、A氏が、当該事業のみに従事しているのであれば、A氏の給料100%、B氏が、当該事業に30%従事しているのであれば、B氏の給料30%等)。 また、当該従業員の業務割合については、補助事業者の報告のみに基づくものであり、当該従業員が他の事業にどれだけ従事しているか等の報告までは求めていないとのことである。 担当者に対して、仮に、A氏が、当該事業のみに従事しているとしてA氏の給料100%が人件費として挙げられているが、実際にはA氏は他の事業にも100%従事しているとして、他の事業から人件費100%もらっていた場合(A氏の給料分を二重に請求可能となる。)、県として二重に請求されていることに気付くことができるのかと尋ねたら、それは難しいとのことであった。 県は、人件費の相当性を検討するために、補助事業者に対し、当該業務に従事している職員の全体の業務割合を報告させる等、補助事業者の報告する業務割合が正当なものかどうか、検証しておくことが望ましい。(意見)	(措置済) ご意見をいただきました当該業務に従事する職員の全体の業務割合の報告を含め、人件費の相当性を確認する方法について検討を行ってまいります。	
p. 83	こども家庭課	ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業 【実績報告書の基準額の記載が誤っている】 当該事業においても、前記「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の問題点1と同じ問題点が認められる。 県は、補助事業者に対して、基準額を実支出額に合わせるのではなく、本来の基準額を記載するよう指導することが望ましい。(意見)	(措置済) 実績報告書において本来基準額を記載すべきところを、実支出額と同額で記載させていたものです。今後は、基準額を記載するように指導を行ってまいります。	
p. 83	こども家庭課	ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業 【人件費の相当性の検討ができない】 当該事業においても、前記「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の問題点2と同じ問題点が認められる。 県は、人件費の相当性を検討するために、補助事業者に対し、当該業務に従事している職員の全体の業務割合を報告させる等、補助事業者の報告する業務割合が正当なものかどうか、検証しておくことが望ましい。(意見)	(措置済) ご意見をいただいた当該業務に従事する職員の全体の業務割合の報告を含め、人件費の相当性を確認する方法について検討を行ってまいります。	
p. 84	こども家庭課	先天性代謝異常等検査事業 【単価設定方法が不明である】 先天性代謝異常等検査額は、以下のとおり改定されているところ、当初の単価設定方法が不明であるため、現在の単価の適切性を検討することが困難である。また、担当者によると、九州各県との比較で単価を見直しているとのことであるが、九州各県がどのようにして単価を設定しているかは不明とのことである。さらに、単価の内訳(人件費や検査薬代等)も不明とのことである。 ① 令和2年度 消費税改正に伴う改訂(8%→10%) ・先天性代謝異常検査 1,380円←1,350円 ・先天性甲状腺機能低下症 770円←750円 ・タンデム検査(平成25年度から開始) 1,130円←1,100円 ② 平成24年度 九州各県との比較で改訂 ・先天性代謝異常検査 1,350円←1,420円 ・先天性甲状腺機能低下症 770円←800円 現在の単価設定の適切性について、検討することが望ましい。(意見)	(措置済) 今後、九州各県の単価設定根拠等を確認し、関係機関と協議を行ったうえで、単価設定の適切性について検討してまいります。	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第5 ことども政策局 ことども家庭課 家庭福祉・母子保健班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 86	ことども家庭課	<p>A T L ウイルス母子感染防止対策事業</p> <p>【算出根拠が過去の実績等を反映していない】</p> <p>当該事業の令和4年度の委託事業費算出根拠（以下、「本件算出根拠」という。）は、別紙5のとおりであり、令和4年度の事業費精算書の支出内訳は、別紙6のとおりである。本件算出根拠及び事業費精算書の支出内訳は、確認した限り、令和元年以降ほぼ同じ内容となっている（令和元年は、W E B 配信用機材使用料は発生していない。）。以下のとおり、算出根拠記載の内容には、実際には実施されていないものが多い。また、例年1回講演会を実施しているが、講演会の支出については、算出根拠に記載がない。</p> <p>（報酬費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現地指導・児追跡調査分→令和元年以降、実施されていない ② 連絡協議会 2 回分→令和元年以降、1 回しか実施されていない ③ ワーキング 3 回分→令和元年以降、実施されていない <p>（旅費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現地指導分→令和元年以降、実施されていない。 ② 追跡調査分→令和元年以降、実施されていない。 ③ 連絡協議会 3 回分→令和元年以降、1 回しか実施されていない ④ ワーキング→令和元年以降、実施していない ⑤ がん対策・母子保健会議 2 回分→令和2年以降、発生していない <p>委託事業費を算出する際には、過去の実績に基づいて算出すべきであるが、少なくとも平成31年度以降、算出根拠の見直しが行われておらず、過去の実績を反映していない。また、ヒアリング調査によると、年度始めに、今年度行う事業について、委託先と簡単な打合せを行うとのことであるが（例年、連絡協議会が年1回、講演会が年1回）、打合せ内容は書面で記録されておらず、本件算出根拠は、その打合せ内容も反映していない。</p> <p>継続する委託事業の事業費を算出する際には、過去の正確な実績に基づき算出するべきである。（指摘事項）</p>	(措置済)	委託事業の事業費については、令和6年度から、実績に基づいた積算となるよう積算項目等について見直しを行いました。
p. 86	ことども家庭課	<p>A T L ウイルス母子感染防止対策事業</p> <p>【仕様書や計画書が作成されていない】</p> <p>問題点1と繋がる問題であるが、当該事業に関する仕様書や計画書が作成されておらず、具体的な委託内容が不透明であり、事後的に委託内容が実施できたのかをチェックすることができない。その結果、算出根拠と事業精算書の支出内訳に大きな相違が生じる結果となっている。</p> <p>契約書には、委託内容の概要しか記載されておらず、仕様書や計画書がなければ、具体的な委託内容が不明である。そのため、県と委託先との間で、委託内容の統一が図られていないことから、問題点1が生じたものと思われる。</p> <p>契約書に委託内容の概要しか記載しないのであれば、別途、仕様書や計画書を作成し、委託内容を具体化すべきである。（指摘事項）</p>	(措置済)	令和6年度から、別途仕様書を作成し、委託内容を具体的に記載するよう見直しを行いました。
p. 87	ことども家庭課	<p>A T L ウイルス母子感染防止対策事業</p> <p>【ウェブ配信用機材使用料において、高額な支出があるにもかかわらず、支出の合理性を検討していない】</p> <p>事業費精算書の支出内訳によると、使用料の区分にて、W E B 配信用機材使用料（以下、「本件機材使用料」という。）535,095円が支出されている。本件機材使用料とは、W E B 配信用やウェビナー配信用の機材の使用料であり、令和3年度には632,500円が、本件機材使用料として支出されている。しかしながら、どの年度においても、本件機材材料は、本件算出根拠に挙げられておらず、金額も500,000円を越えて高額と認められる。また、担当者によると、委託先から、講演会をW E B で行う件について報告は受けていたが、具体的な支出額については把握していなかったとのことである。</p> <p>県としては、算出根拠に記載のない高額な支出を行う場合には、経済的合理性があるかを判断すべきであるが、経済的合理性について、検討した形跡は認められない。</p> <p>県は、委託先の範囲内だとしても、算出根拠に記載のない高額な支出を行う場合には、委託先と事前に協議した上で、他に経費削減できる方法がないか等、経済的合理性について十分検討した上で、支出を了承すべきである。（指摘事項）</p>	(措置済)	令和6年度からは、実績に基づいた積算となるよう算出根拠に反映させるとともに、講演会等高額な支出を伴う事業については、事前に内容を協議することを委託先と確認しました。

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第5 こども政策局 こども家庭課 家庭福祉・母子保健班

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 87	こども家庭課	ATLウイルス母子感染防止対策事業 【成果が不明である】 当該事業において、算出根拠には記載がないが、年1回講演会を開くことが慣例になっており、講演会にかかる費用は約105万円と委託費全体の4分の1を占めている（妊婦抗体検査、児の追跡調査試薬代が約4分の3）。しかしながら、事業報告書には、講演会の参加人数が記載されておらず、費用に見合った成果があったか等を検討することが困難な状態である。 <u>講演会開催が内容の一部となっている事業の場合には、事業報告書に講演会の参加人数を記載させ成果を確認できるようにすべきである。（意見）</u>	(措置済) 事業実績報告書の様式の見直しを行い、令和5年度の実績報告から参加人数の記載を求めるとしております。	
p. 87	こども家庭課	ATLウイルス母子感染防止対策事業 【講師謝金の基準を確認していない】 事業費精算書によると、講演会の講師謝金は、3名で167,055円と記載されており、委託先の基準に則って算定されたとのことであるが、具体的な講師謝金の基準は不明とのことである。前記のとおり、そもそも、算出根拠に講演会の記載がないことが問題であるが、講師謝金の基準を確認していないのも、受託者の言い値で委託費を支払うことになることから問題と考える。 <u>講師謝金の基準を確認の上、基準の妥当性を検討し、妥当でない場合には、事務局と協議すべきである。その上で、今後の委託料の算出する際の基準とすべきである。（指摘事項）</u>	(措置済) 委託先において、講師謝金の基準を設けており、基準に従って支払われているものです。講師謝金の基準について確認を行ったところ、講師の社会的地位や専門性を考慮すれば妥当と判断しております。 令和7年度契約分から委託料の算出根拠に反映してまいります。	
p. 89	こども家庭課	妊活LINEサポート事業 【セミナーについて成果指標の設定がない】 セミナーについて、チラシを7,500部撒いたにもかかわらず、参加人数が、現地参加9名（定員100名、アーカイブ視聴15名）と定員の9%しか参加しなかった。担当者によると、テーマ設定が悪かったことが原因とのことであるが、今後、当日参加人数を定員の何%を目標とする等の成果指標を設定した上で、開催時期や内容、対象者等について検討することが有益と考える。成果指標をどのように設定するか等を検討していただきたい。 <u>セミナーについて、今後、成果指標の設定を検討するのが望ましい。（意見）</u>	(措置済) 今後は実施するセミナーの企画段階で、内容やねらいに対応する成果指標の設定について委託先とも協議しながら検討してまいります。	
p. 90	こども家庭課	妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業 長崎県妊産婦等相談支援ネットワーク推進協議会（以下「推進協議会」という）を設置し、以下の事項について協議する。令和4年度は、推進協議会が1回のみ開催されており、参加人数は17名であった。推進協議会では、長崎市と五島市から各々1つずつ症例報告があり、いずれも慎重な対応を要する事案に対して、医師等からの確かな助言がなされていた。令和3年度は、コロナのため開催中止されたが、その際も行政から症例を2つ挙げる予定であった。 ① 支援が必要な妊産婦の相談支援における、産婦人科、精神科、小児科、行政等の連携の方法に関すること ② 妊娠前から出産後の乳幼児育児期等までの各ライフステージに対応する支援が必要な妊産婦への相談支援体制にかかる具体的な方策の検討に関すること ③ その他推進協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること 行政だけでなく、産婦人科・精神科・小児科の各医療機関においても、支援が必要な妊産婦に関する情報は多数寄せられていると認められる。担当者によると、各行政機関、医療機関に症例を募集しても集まり辛いとのことであり、症例報告にはハードルがあるのだと思われる。しかしながら、妊産婦等相談支援連携窓口一覧には、様々な専門的知識を有するメンバーの記載があるため、当該事業の目的を達成するために、これらのメンバーでの意見交換の場を設ける等、更に当該事業を活かしていただきたい。 <u>今後可能であれば妊産婦等相談支援連携窓口一覧記載のメンバーでの意見交換の場を設ける等、相互に情報を共有できる場として当該事業を更に活かしていただきたい。（意見）</u>	(措置済) 現在実施している症例検討会を情報共有の場として活用いただけるよう、妊産婦等相談支援窓口一覧表記載の精神科医療機関に案内するなど、事業効果をさらに高める方法を検討してまいります。	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第6 県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 101	男女参画・女性活躍推進室	<p>男性の家事・子育てへの参画促進事業 (①子育て世帯向けイベント、企業向けセミナー、②広報啓発等)</p> <p>【委託業務の内容が不明確であること】</p> <p>男性の家事・子育てへの参画促進事業のひとつとして、県は子育て世帯向けに男性の家事・子育てイベント実施を委託している。イベントには、元プロサッカー選手の大久保嘉人氏を講師として招き、トークライブなどを実施している。</p> <p>このイベント実施の業務委託に関して、委託業者に対して出演の謝金として10万円を支出するほか、広報活動費として90万円を支出しているが、広報活動として委託する内容は仕様書には具体的に示されていない。</p> <p>この点について担当課の説明によれば、広報活動として、イベント開催前に講師である大久保嘉人氏のSNSにてビデオコメントやチラシを発信したり、同氏のSNSにてイベント開催結果を発信する等の対応を依頼したとのことであった。</p> <p>現代においてSNSでの発信の効果は大きく、企業マーケティングの利用等にも活用されており子育て世代への発信にも一定の効果が期待できると思われるが、一方でSNSには様々な種類や特徴があり、より経済的で効率のよい広報活動を行い、さらには事後に適切な効果検証を行うためには、SNSの種類、投稿内容や告知の頻度など広報活動の具体的な内容を検討する必要がある。</p> <p>本事業においても、広報活動費として多額の費用を計上し、自身の子育て経験を活かした大久保嘉人氏のインフルエンサーとしての発信力に着眼し広報活動を行うことも合わせて業務委託を行うのであれば、仕様書等において、利用するSNSの種類、投稿内容や告知の頻度などの広報活動の具体的な内容を可能な限り定めておくことが望ましい。</p> <p><u>インフルエンサー等に対して広報活動を委託する場合には、利用するSNSの種類、投稿内容や告知の頻度などの広報活動の具体的な内容を可能な限り定めておくことが望ましい。(意見)</u></p>	(措置済)	
p. 101	男女参画・女性活躍推進室	<p>男性の家事・子育てへの参画促進事業 (①子育て世帯向けイベント、企業向けセミナー、②広報啓発等)</p> <p>【講師に対するお土産等については基準が設けられていないこと】</p> <p>男性の家事・子育てイベント実施において、講師に昼食とお土産が提供されている。長崎県としては「各種会合にかかる会議等連絡費の取扱いについて」という内部文書において、講師等に提供する食事代の上限が定められており、講演を依頼した講師に対して一定の基準に従い食事やお土産を提供すること自体は社会的儀礼として問題はない。しかし、食事については一定の執行基準はあるものの、お土産については基準が設けられていないことが分かった。</p> <p>おそらく講師等に提供する食事代の基準が設けられているその趣旨は、県民から徴収する県税を含む財源を公正かつ適切に支出するためであると考えられる。かかる趣旨に鑑みれば、過度な支出にならぬようお土産等についても同様の基準を設けることが望ましいと考える。また、かかる基準を設けることが難しい場合には、例えば講師に対する食事代やお土産代についてもその事業予算の中に適切に組み込み支出をすることが望ましい。</p> <p><u>講師等に提供するお土産等については、事業予算の中に組み込み支出を行うか、一定の執行基準を定めることが望ましい。(意見)</u></p>	(措置済)	
p. 102	男女参画・女性活躍推進室	<p>女性が活躍できる環境づくり事業 (①職種ロールモデルの見える化)</p> <p>【情報発信に対する効果検証が不十分であること】</p> <p>本委託事業は、長崎新聞が発行する「就活と進学の情報紙」に女性が活躍する職種ロールモデルの紹介記事載せるもので、年に1回行われている。幅広い分野で活躍する女性を高校生向けの情報誌で情報発信することにより、県内就職につながる意識の醸成がその目的とされている。</p> <p>しかし、情報発信のターゲットである高校生に対して、例えばアンケートを実施する等の効果検証は行われておらず、実際にこのような情報発信によって県内就職の意識が醸成されているのか、高校生の意識変化があるかは不明である。</p> <p>情報紙を利用した情報発信は、拡散力に優れており不特定多数のターゲットに情報を届けることができるが、費用対効果等の検証が困難である。現代では様々な情報発信ツールが存在し、ターゲットによって効果的なツールが異なることを踏まえれば、情報紙による情報発信がより経済的で効率的であると言えるか、改めて検証する必要があると考える。本事業であれば、紹介記事にアンケートのQRコードを載せる等して県内就職への意識醸成の程度を検証するなど、一定の効果検証を行うことが望ましい。</p> <p><u>情報紙による情報発信が、事業目的の達成のためにより経済的で効率的と言えるか、一定の効果検証を行うことが望ましい。(意見)</u></p>	(措置済)	<p>本事業は、長崎新聞社が発行する「就活と進学の情報紙」(年10回発行)に年1回、幅広い分野で活躍する女性特集を掲載するものであり、情報紙の趣旨やメインターゲットが類似していることから、経済的で効率的に実施できていると考えております。</p> <p>なお、今年度の事業を実施する際には、情報紙全体の読者アンケートに、当該特集についての設問を追加し、効果検証を行うこととしております。</p>

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第6 県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 104	男女参画・女性活躍推進室	<p>女性が活躍できる環境づくり事業（④企業における女性活躍推進業務）</p> <p>【委託料の前払の必要性を受託者に示してもらうよう指導することが望ましい】</p> <p>ながさき女性活躍推進会議の業務委託に関して、委託料全額が前払いされている。委託料の前払いについては、委託契約書6条1項によれば原則として後払いであるが、同条2項により、必要と認められる額については委託事業者の請求に基づき一定の区分を上限として前払いで支払うものとするとしている。</p> <p>そして、本事業については、前払いの必要性に関する書類が1枚添付されていたが、作成日時や作成名義が不明であった。</p> <p>委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いである。そのため、令和元年度の包括外部監査においても、委託契約において契約金額の前払いを可能とする条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきであるとする意見が出されている。本委託業務は、契約条項については「必要と認められる金額について」という条件が付けられており、その点は評価できるものである。</p> <p>また、令和元年度の包括外部監査の結果及び令和元年度普通会計定期監査結果（後期）の公表を受けて、長崎県においては令和2年8月13日に出納局会計課長より「適正な契約事務の執行について」と題する通知が発出されており、それによれば、「委任契約において、契約内容や契約相手方の状況を考慮してやむを得ず前金払いを行う場合についてはその必要性を十分に検討し、検討した結果を記録しておくこと」とされている。本事業について添付されていた前払いの必要性に関する書類は、かかる通知に従い作成されたものであると思われる、この点についても評価できるものである。</p> <p>しかし、委託料の支払が原則後払いであることに鑑みれば、委託料の前払いを請求する際には受託者において具体的な必要性を示すべきであり、請求書等にその必要性に関する記載を求める等を指導することが望ましい。</p> <p>県は、委託契約において前払請求がなされた場合には、受託者において請求書等に具体的な必要性を示す等を指導することが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>令和5年度第3期の支払い以降、請求書に前払請求の具体的な必要性を記載するよう、受託者である長崎県経営者協会に対し指導いたしました。</p>	
p. 105	男女参画・女性活躍推進室	<p>女性が活躍できる環境づくり事業（⑤管理職ロールモデルの見える化）</p> <p>【情報発信に対する効果検証が不十分であること】</p> <p>本委託事業は、主に長崎県内で発売されているタウン誌「ながさきプレス」において活躍する女性管理職のロールモデルの紹介記事を掲載するもので、年に1回行われている。タウン誌で情報発信することにより、女性活躍の気運の醸成を図るものである。</p> <p>しかし、前記②イで指摘したのと同様に、この情報発信についても特に効果検証は行われておらず、実際にこのような情報発信によって県内企業や県民の女性活躍推進への気運の醸成の一助となっているかは不明である。</p> <p>情報誌を利用した情報発信は、拡散力に優れており不特定多数のターゲットに情報を届けることができるが、費用対効果等の検証が困難である。現代では様々な情報発信ツールが存在し、ターゲットによって効果的なツールが異なることを踏まえれば、情報誌による情報発信がより経済的で効率的であると言えるか、改めて検証する必要があると考える。本事業でいえば、紹介記事にアンケートのQRコードを載せる等して女性活躍推進への意識醸成の程度を検証するなど、一定の効果検証を行うことが望ましい。</p> <p>情報誌による情報発信が、事業目的の達成のためにより経済的で効率的と言えるか、一定の効果検証を行うことが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事業については、ながさきプレスで実施しているアンケートで、掲載記事に関する意見等があれば提供していただき、効果検証を行うこととしました。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第6 県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 106	男女参画・女性活躍推進室	<p>女性が活躍できる環境づくり事業（⑧男女とも家庭と両立している事例紹介）</p> <p>【情報発信に対する効果検証が不十分であること】</p> <p>本委託事業は、主に長崎県内で発売されているタウン誌「ながさきプレス」において長崎県内において仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備に取り組む企業紹介等を掲載するもので、年に1回行われている。タウン誌で情報発信することにより、女性活躍の気運の醸成を図るものである。</p> <p>しかし、前記②イ、⑥イで指摘したのと同様に、この情報発信についても特に効果検証は行われておらず、実際にこのような情報発信によって県内企業や県民の女性活躍推進への気運の醸成の一助となっているかは不明である。</p> <p>情報誌を利用した情報発信は、拡散性に優れており不特定多数のターゲットに情報を届けることができるが、費用対効果等の検証が困難である。現代では様々な情報発信ツールが存在し、ターゲットによって効果的なツールが異なることを踏まえれば、情報誌による情報発信がより経済的で効率的であると言えるか、改めて検証する必要があると考える。本事業でいえば、紹介記事にアンケートのQRコードを載せる等して女性活躍推進への意識醸成の程度を検証するなど、一定の効果検証を行うことが望ましい。</p> <p>情報誌による情報発信が、事業目的の達成のためにより経済的で効率的と言えるか、一定の効果検証を行うことが望ましい。（意見）</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は令和4年度に終了したため、今後同種の事業を実施する際には、一定の効果検証を行うよう努めてまいります。</p>	
p. 106	男女参画・女性活躍推進室	<p>女性が活躍できる環境づくり事業（⑧男女とも家庭と両立している事例紹介）</p> <p>【掲載企業の選定基準が不明確であること】</p> <p>本委託事業で掲載されている企業の選定については、担当者のヒアリングによれば、ながさき女性活躍推進会議の趣旨賛同会員企業やながさき女性活躍推進企業等表彰の対象となった企業など、ながさき女性活躍推進会議の推薦等により選定しているとのことであった。その結果、前記⑥記載の「管理職ロールモデルの見える化」に関する事業で紹介された企業と、本委託事業により紹介された企業は、約半数が同一企業であった。</p> <p>確かに、女性活躍を推進する企業の選定に当たって、ながさき女性活躍推進会議の趣旨賛同会員企業であること等は一つの選定要素としては適切であると思われる。しかし、ながさき女性活躍推進会議の趣旨賛同会員は、無料で申込をすることで会員となることが可能であり、その女性活躍推進の程度には企業ごとに異なるものである。その上、県内で広く発行されるタウン誌への掲載は、その掲載企業に対する事実上の宣伝効果をもたらすものである。</p> <p>県民から徴収する県税を含む財源を公正かつ適切に支出するため、特定の企業にのみ利益を与えることのないよう、掲載企業の選定基準については、ながさき女性活躍推進会議の趣旨賛同会員企業であること等に加えて、例えば女性管理職の比率、具体的取組みの内容、程度など一定の基準を設けることが望ましい。</p> <p>情報誌による特定企業に関する情報発信については、特定の企業にのみ利益を与えることのないよう、一定の基準を設けることが望ましい。（意見）</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は令和4年度に終了したため、今後同種の事業を実施する際には、特定の企業にのみ利益を与えることのないよう、一定の基準を設けるよう努めてまいります。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第7 産業労働部 雇用労働政策課

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 109	雇用労働政策課	<p>離職者等再就職訓練事業委託</p> <p>【委託訓練の充足率が全国平均以下である】</p> <p>施設内訓練（県立公共職業訓練校直営の訓練）の充足率は全国平均66.5%を大きく上回る80.0%である。一方で、委託訓練の充足率は全国平均76.7%を下回る69.2%にとどまっている。</p> <p>職業訓練については、途中で就職等のために訓練を止める場合もあることから、100%の充足率は到底期待できない。</p> <p>しかしながら、施設内訓練よりも委託訓練の規模が大きいこと、委託訓練においては全国平均で70%を超える就職率があり、地場産業への人材の確保という効果も期待できることなどに鑑みると、委託訓練の充足率を全国平均以上にすることが強く期待される。担当課においては既に検討しているものと思われるが、委託訓練について、全国平均の充足率を上回るような目標を立て、継続的に充足率向上のための方策を検討することが望ましい。</p> <p><u>委託訓練について、全国平均の充足率を上回るような目標を立て、継続的に充足率向上のための方策を検討することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>委託訓練の充足率については、毎年度、全国平均の充足率を上回る90.0%を活動指標として立て、その達成に向け、取り組んでおります。</p> <p>また、令和6年度の委託訓練の計画策定にあたっては、全国的にも人材不足が懸念されているIT分野の長期研修のコースを増やすなど、活用促進に向け、計画の見直しを図っております。</p> <p>今後も引き続き、長崎労働局やハローワーク、長崎・佐世保の高等技術専門学校と連携を図りながら、一層の訓練計画の充実と、充足率の向上に向けて取り組んでまいります。</p>	
p. 110	雇用労働政策課	<p>職場環境づくりアドバイザー派遣事業</p> <p>【事業としての収支の記載が適切とはいえない】</p> <p>本事業の収支計算においては、支出としてアドバイザーへの謝金と交通費のみが記載されていた。その他の支出がないのか確認したところ、チラシ代がかかっているが、課の役員費に計上しているという説明であった。本事業は他の3事業とともにひとつの事業として扱われているということであるが、性質の異なる事業がひとまとめになっているのであるから、事業の収支も事業ごとに集計され、記録化されていることが、今後、同様の事業を行う際の便宜等のためにも望ましいと考えられる。</p> <p><u>複数事業を1つのまとまりのある事業と取り扱っている場合であっても、個別の事業ごとに収支を分けて記録化しておくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>本件については、事務費（チラシ印刷費用、チラシ発送費用）の執行について、事項全体で管理をしており、個別事業ごとの内訳を整理していなかったものです。</p> <p>令和5年度より、本事業の後継事業である「子育てしやすい職場環境整備支援事業」において、事項内の個別事業ごとに執行管理し、事務費支出額を記録するよう改めました。</p>	
p. 111	雇用労働政策課	<p>魅力ある職場づくり研修会</p> <p>【事業としての収支の記載が適切とはいえない】</p> <p>上記職場環境づくりアドバイザー派遣事業と同様の問題点であるので、説明を省略する。</p> <p><u>複数事業を1つのまとまりのある事業と取り扱っている場合であっても、個別の事業ごとに収支を分けて記録化しておくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>本件については、事務費（チラシ印刷費用、チラシ発送費用）の執行について、事項全体で管理をしており、個別事業ごとの内訳を整理していなかったものです。</p> <p>令和5年度より、本事業の後継事業である「子育てしやすい職場環境整備支援事業」において、事項内の個別事業ごとに執行管理し、事務費支出額を記録するよう改めました。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第9 教育庁 児童生徒支援課

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 119	児童生徒支援課	<p>学校安全総合支援事業</p> <p>【成果指標の数値目標の設定が具体性に欠けている】</p> <p>本事業は、取組を、「都道府県・指定都市における取組」と「モデル地域における取組」の2つに分けて整理している。それぞれの取組において成果指標を設定しているが、「都道府県・指定都市における取組」の成果指標における「必須項目」とされているのは、例えば次のようなものである。</p> <p>学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについての指導を行っている市区町村教育委員会の割合</p> <p>一方、「モデル地域における取組」における成果指標における「必須項目」とされているのは、例えば次のようなものである。</p> <p>各学校において危機管理マニュアルの見直しや内容の周知などを行い、日ごろの安全教育・管理や危機発生時における各教職員の役割について、共通理解を図っている学校の割合</p> <p>いずれの成果指標でも、数値目標が全て「割合」とされているだけである。成果指標は、数値により達成か否かを判断できる定量的な指標であることが求められる。確かに国により提供された事業計画の記載例によれば、上記のように具体的な数値の記載がないものになっている。しかしながら、国の記載例によっても「任意設定項目」においては定量的な指標を求めていることから、「必須項目」においても、達成目標が数値によって図れる定量的な指標を排除している趣旨ではないとも解釈が可能である。また、「必須項目」における指標は、達成困難とはいえないものであるから、具体的な数値目標を挙げることにしても困難とはいえない。</p> <p>本事業は前年度も行われている継続事業であることから、数値目標を〇〇%、〇〇%増、〇〇校増など、具体的に示すことが可能なはずであり、それが望ましいといえる。</p> <p>成果指標における数値目標は、前年度比増加率を設定するなど、目標を達成したことが数値で分かるよう、具体的に設定しておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>文部科学省が示している記載例を参考として、指標を「学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについての指導を行っている市区町村教育委員会の割合」と設定していたが、具体的な数値目標を記載していませんでした。</p> <p>令和6年度の事業計画書においては、数値目標を明記することとしました。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第9 教育庁 児童生徒支援課

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性																
p. 121	児童生徒支援課	<p>スクールカウンセラー活用事業</p> <p>【成果指標の達成に向け検討をしてもらいたい】</p> <p>令和4年度の事業に関し、県から国に対し提出された効果検証の結果を記載した書面によれば、本事業の成果指標とその検証結果は概ね以下のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>基礎配置に係る効果検証のための定量的な指標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎配置校における配置時間に応じた相談件数（1件以上/h） ・基礎配置校における勤務実績評価（4段階評価 平均目標値 3.7） <p>具体的には、下記4項目について4段階で評価を行い基礎配置の選考へ活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)児童生徒との相談活動（カウンセリング）に対する評価 (2)保護者等との相談活動（カウンセリング）に対する評価 (3)学校組織の一員としての自覚や職員との連携（研修等を含む）に対する評価 (4)関係機関や地域の援助者との連携（コーディネート）に対する評価 </td> </tr> <tr> <td>検証結果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○配置時間に応じた相談件数 0.6件/h ※配置時間には、コンサルテーションや記録作成時間を含む ○勤務実績評価 3.7 </td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>「貧困対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標</td> <td>重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い</td> </tr> <tr> <td>検証結果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 114.8件/1校 ○好転率 6.8% </td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>「児童虐待対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標</td> <td>重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い</td> </tr> <tr> <td>検証結果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 107件/1校 ○好転率 13.1% </td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>「いじめ・不登校対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標</td> <td>重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い</td> </tr> <tr> <td>検証結果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 134.8件/1校 ○好転率 4.2% </td> </tr> </table> <p>重点配置校における相談件数については達成しているが、好転率についてはいずれも達成していない。</p> <p>令和3年度においては明確な成果指標の設定は見当たらず、令和4年度から設定されたものと思われる。また、相談件数、好転率とも、重点配置校の設定により大きく変化する指標である。好転率については、何をもち「好転」と評価するか一義的に明確ではなく、判断権者により異なる可能性もあるという問題もある。</p> <p>ともあれ、達成できていない指標が多数ある現状では、今後も、重点配置校の設定を含め、事業の検証の有用性を担保する指標の設定とその達成に向け、検討を続けてもらいたい。</p> <p>本事業においては、重点配置校の設定を含め、事業の有用性を担保する指標の設定とその達成に向け、検討を続けていくことが望ましい。（意見）</p>	基礎配置に係る効果検証のための定量的な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎配置校における配置時間に応じた相談件数（1件以上/h） ・基礎配置校における勤務実績評価（4段階評価 平均目標値 3.7） <p>具体的には、下記4項目について4段階で評価を行い基礎配置の選考へ活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)児童生徒との相談活動（カウンセリング）に対する評価 (2)保護者等との相談活動（カウンセリング）に対する評価 (3)学校組織の一員としての自覚や職員との連携（研修等を含む）に対する評価 (4)関係機関や地域の援助者との連携（コーディネート）に対する評価 	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ○配置時間に応じた相談件数 0.6件/h ※配置時間には、コンサルテーションや記録作成時間を含む ○勤務実績評価 3.7 	「貧困対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標	重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 114.8件/1校 ○好転率 6.8% 	「児童虐待対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標	重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 107件/1校 ○好転率 13.1% 	「いじめ・不登校対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標	重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 134.8件/1校 ○好転率 4.2% 	<p>(措置済)</p> <p>重点配置の効果検証に用いる指標については、令和4年度に文部科学省から、それまでの「効果があったと感じる」といった定性的な指標から、数値を用いた定量的な指標へと変更するよう指示があったことを受け、重点配置校における「相談件数」及び「好転率」を成果指標として設定していました。</p> <p>そのうち、「好転率」の具体的な目標値については、文部科学省の例を参考として、「重点配置以外の学校よりも10%の増」としましたが、実績としては、重点配置していない学校の平均値を下回るなど、事業効果を図る指標として適切とはいえない結果でした。</p> <p>このような結果となったのは、そもそも重点配置を行う学校は、課題を抱える児童生徒が多いことから、通常の学校に比べ好転率が低くなる傾向にあることが要因の一つとなったものと考えています。</p> <p>今回の意見を踏まえ、令和6年度からは、成果指標を「重点配置を行う学校における好転率」とした上で、具体的な目標を「基準年度から毎年度一定割合の増を目指す」との目標とするよう見直ししました。</p> <p>今後も適切な指標となっているか、毎年度検証を行いながら事業効果の計測を行うとともに、目標の達成に向け努めていきます。</p>	
基礎配置に係る効果検証のための定量的な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎配置校における配置時間に応じた相談件数（1件以上/h） ・基礎配置校における勤務実績評価（4段階評価 平均目標値 3.7） <p>具体的には、下記4項目について4段階で評価を行い基礎配置の選考へ活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)児童生徒との相談活動（カウンセリング）に対する評価 (2)保護者等との相談活動（カウンセリング）に対する評価 (3)学校組織の一員としての自覚や職員との連携（研修等を含む）に対する評価 (4)関係機関や地域の援助者との連携（コーディネート）に対する評価 																			
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ○配置時間に応じた相談件数 0.6件/h ※配置時間には、コンサルテーションや記録作成時間を含む ○勤務実績評価 3.7 																			
「貧困対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標	重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い																			
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 114.8件/1校 ○好転率 6.8% 																			
「児童虐待対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標	重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い																			
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 107件/1校 ○好転率 13.1% 																			
「いじめ・不登校対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標	重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い																			
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 134.8件/1校 ○好転率 4.2% 																			

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第9 教育庁 児童生徒支援課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性																
p.123	児童生徒支援課	<p>スクールソーシャルワーカー活用事業</p> <p>【成果指標の達成に向け検討をしてもらいたい】</p> <p>令和4年度の事業に関し、県から国に対し提出された効果検証の結果を記載した書面によれば、本事業の成果指標とその検証結果は概ね以下のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>基礎配置に係る効果検証のための定量的な指標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎配置校における配置時間に応じた相談件数（1件以上/h） ・基礎配置校における勤務実績評価（4段階評価 平均目標値3.9） <p>具体的には、下記4項目について4段階で評価を行い基礎配置の選考へ活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)児童生徒、保護者、教職員等に対する、支援・相談・情報提供について (2)関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整について (3)学校内における組織体制の構築、支援について (4)関係機関や地域の援助者との連携（コーディネート）に対する評価 </td> </tr> <tr> <td>検証結果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○配置時間に応じた相談件数（1件以上/h） 0.1件 ○研修時間、移動時間、記録作成時間等を含む ○勤務実績評価（4段階評価 平均目標値3.9） 3.7 </td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>「貧困対策のための重点配置」における効果検証のための取組</td> <td>前年度比較において、重点配置した地域・学校における貧困支援件数・好転件数が10%増</td> </tr> <tr> <td>検証結果</td> <td> 貧困支援件数 40%減 好転件数 48%減 </td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>「児童虐待対策のための重点配置」における効果検証のための取組</td> <td>前年度比較において、重点配置した地域・学校における虐待支援件数・好転件数が10%増</td> </tr> <tr> <td>検証結果</td> <td> 虐待支援件数 43%減 好転件数 85%減 </td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>「いじめ・不登校対策のための重点配置」における効果検証のための取組</td> <td>前年度比較において、重点配置校におけるいじめ・不登校支援件数・好転件数が10%増</td> </tr> <tr> <td>効果検証</td> <td> 不登校・いじめ支援件数 360%増 好転件数 11%減 </td> </tr> </table> <p>不登校・いじめ支援件数のみ目標を達成しているが、その他は達成できていない。</p> <p>令和3年度においては明確な成果指標の設定は見当たらず、令和4年度から設定されたものと思われる。また、相談件数、好転件数とも、重点配置校の設定により大きく変化する指標である。好転件数については、何をもち「好転」と評価するのか一義的に明確ではなく、判断権者により異なる可能性もあるという問題もある。</p> <p>ともあれ、達成できていない指標がほとんどという現状では、今後も、重点配置校の設定を含め、事業の検証の有用性を担保する指標の設定とその達成に向け、さらに検討を続けてもらいたい。</p> <p>本事業においては、重点配置校の設定を含め、事業の有用性を担保する指標の設定とその達成に向け、検討を続けていくことが望ましい。（意見）</p>	基礎配置に係る効果検証のための定量的な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎配置校における配置時間に応じた相談件数（1件以上/h） ・基礎配置校における勤務実績評価（4段階評価 平均目標値3.9） <p>具体的には、下記4項目について4段階で評価を行い基礎配置の選考へ活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)児童生徒、保護者、教職員等に対する、支援・相談・情報提供について (2)関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整について (3)学校内における組織体制の構築、支援について (4)関係機関や地域の援助者との連携（コーディネート）に対する評価 	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ○配置時間に応じた相談件数（1件以上/h） 0.1件 ○研修時間、移動時間、記録作成時間等を含む ○勤務実績評価（4段階評価 平均目標値3.9） 3.7 	「貧困対策のための重点配置」における効果検証のための取組	前年度比較において、重点配置した地域・学校における貧困支援件数・好転件数が10%増	検証結果	貧困支援件数 40%減 好転件数 48%減	「児童虐待対策のための重点配置」における効果検証のための取組	前年度比較において、重点配置した地域・学校における虐待支援件数・好転件数が10%増	検証結果	虐待支援件数 43%減 好転件数 85%減	「いじめ・不登校対策のための重点配置」における効果検証のための取組	前年度比較において、重点配置校におけるいじめ・不登校支援件数・好転件数が10%増	効果検証	不登校・いじめ支援件数 360%増 好転件数 11%減	<p>(措置済)</p> <p>重点配置の効果検証に用いる指標については、令和4年度に文部科学省から、それまでの「効果があったと感じる」といった定性的な指標から、数値を用いた定量的な指標へと変更するよう指示があったことを受け、重点配置校における「相談件数」及び「好転率」を成果指標として設定していました。</p> <p>そのうち、「好転率」の具体的な目標値については、文部科学省の例を参考として、「重点配置以外の学校よりも10%の増」としましたが、実績としては、重点配置していない学校の平均値を下回るなど、事業効果を図る指標として適切とはいえない結果でした。</p> <p>このような結果となったのは、そもそも重点配置を行う学校は、課題を抱える児童生徒が多いことから、通常の学校に比べ好転率が低くなる傾向にあることが要因の一つとなったものと考えています。</p> <p>今回の意見を踏まえ、令和6年度からは、成果指標を「重点配置を行う学校における好転率」とした上で、具体的な目標を「基準年度から毎年度一定割合の増を目指す」との目標とするよう見直しました。</p> <p>今後も適切な指標となっているか、毎年度検証を行いながら事業効果の計測を行うとともに、目標の達成に向け努めていきます。</p>	
基礎配置に係る効果検証のための定量的な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎配置校における配置時間に応じた相談件数（1件以上/h） ・基礎配置校における勤務実績評価（4段階評価 平均目標値3.9） <p>具体的には、下記4項目について4段階で評価を行い基礎配置の選考へ活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)児童生徒、保護者、教職員等に対する、支援・相談・情報提供について (2)関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整について (3)学校内における組織体制の構築、支援について (4)関係機関や地域の援助者との連携（コーディネート）に対する評価 																			
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ○配置時間に応じた相談件数（1件以上/h） 0.1件 ○研修時間、移動時間、記録作成時間等を含む ○勤務実績評価（4段階評価 平均目標値3.9） 3.7 																			
「貧困対策のための重点配置」における効果検証のための取組	前年度比較において、重点配置した地域・学校における貧困支援件数・好転件数が10%増																			
検証結果	貧困支援件数 40%減 好転件数 48%減																			
「児童虐待対策のための重点配置」における効果検証のための取組	前年度比較において、重点配置した地域・学校における虐待支援件数・好転件数が10%増																			
検証結果	虐待支援件数 43%減 好転件数 85%減																			
「いじめ・不登校対策のための重点配置」における効果検証のための取組	前年度比較において、重点配置校におけるいじめ・不登校支援件数・好転件数が10%増																			
効果検証	不登校・いじめ支援件数 360%増 好転件数 11%減																			

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第9 教育庁 児童生徒支援課

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 125	児童生徒支援課	<p>S N Sを活用した相談事業「スクールネット@伝えんば長崎」業務委託</p> <p>【成果指標の設定がない】</p> <p>当該事業においては、成果指標の設定がない。</p> <p>国や自治体における相談事業について、成果指標を導入している例もあるため、成果指標の設定自体は可能であると思われる。成果指標の設定がなければ、個別事案の蓄積は進んでいくであろうが、事業自体をどう評価すべきか、判断する基準を持つことができない。重大な案件を扱う可能性のある事業であることから、成果を見極めていくことが重要と考える。</p> <p>民間事業者への委託であるので、民間事業者のモチベーションを上げるために、政府も推奨する成果連動型民間委託契約方式の検討もされてよいのではないかと。今後、成果指標をどのように設定するか等を検討してもらいたい。</p> <p>なお、指標の設定自体が事業の性質になじまないとの意見もあるが、同様の相談事業等において指標を設定している例もあるのであるから、少なくとも指標の設定が可能であるかどうかの検討は必要であると考えます。</p> <p>当該事業については、今後、成果指標の設定を検討するのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業については、教育相談体制の充実を図ることを目的とし、数値的な観点から評価する性質のものではなく、契約書に定める業務を適切に遂行することが重要であるとの考え方により、成果指標の設定は行っていませんでした。</p> <p>一方で、今回の意見を受け、九州各県ほか、複数の自治体にS N S相談にかかる指標を設定しているか聞き取りを行ったところ、指標を設定している例が確認できたことから、令和7年度の契約に向け、他県の状況や専門家の意見を踏まえ、成果指標の設定について検討いたします。</p>	

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四) 二二二四

印刷所

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷